

第5次 南木曾町健康づくり計画

南木曾町	健康増進計画
南木曾町	母子保健計画
南木曾町	食育推進計画
南木曾町	自殺対策計画



令和6年3月

はじめに

南木曾町では、平成 15 年 国の「健康日本 21」「健やか親子 21」、長野県の「健康グレードアップ 21」を参考に、それまでの町の「母子保健計画」と「健康増進栄養計画」を統合し、「南木曾町健康づくり計画」を策定しました。その後も平成 20 年、平成 27 年、平成 29 年にその時々状況に応じ必要な改定を行い、現在に至っています。

近年の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、わが国でも生活様式の変化など、住民生活に多くの影響をもたらしました。

町ではこのような状況下でも、「各機関との連携のもと、妊娠期・幼少期・成人期から高齢期にわたる健康づくり対策を推進し生活習慣病の発症予防と重症化予防に努める。」などを基本方針に事業推進を図ってきました。それまで当たり前だった直接・対面方式から可能な限り間接的・非接触、人と人との距離をとりながら事業を行うことができるよう、その時々に必要な対策を講じながら実施してきました。

このたび、現計画の満了を迎えることから、計画指標に対する結果の検証・評価を行ったうえで、今後 6 年間の計画を新たに策定することとしました。新たな計画では、今後の保健・健康事業の指針となるべき計画として、これまでの健康増進・母子保健・食育分野のほか、あらたに自殺対策の内容も盛込んだ、包括的な「南木曾町健康づくり計画」としたところです。

この計画が実践されて、町民の皆さんひとりひとりが健康で幸せに暮らし「住んでよかった」と言える町になればと願うところです。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました地域福祉計画策定推進懇話会健康づくり部会及び自殺対策計画策定委員会をはじめとする関係者の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和 6 年 3 月

南木曾町長 向井 裕明

南木曾町健康づくり計画 目次

はじめに

第1章 第5次 南木曾町健康づくり計画の策定にあたって

1.計画の基本的事項	1
(1) 計画策定の趣旨	
(2) 基本方針	
(3) 計画の位置づけ	
(4) 計画の期間	
(5) 計画の評価	
2.南木曾町の現況	3

第2章 南木曾町 健康増進計画

1.生活習慣病（NCDs）の発症予防・重症化予防	7
(1) がん	
(2) 循環器病、糖尿病	
(3) 歯・口腔	
2.身体活動（運動・休養）、飲酒・喫煙など	18
(1) 運動、休養	
(2) 飲酒、喫煙	
(3) その他	

第3章 南木曾町 母子保健計画

1.妊娠期～出産期	26
(1) 妊娠届出・母子手帳交付	
(2) 妊娠中の飲酒・喫煙	
(3) 産後のメンタルヘルス	
2.乳幼児期	29
(1) 低出生体重児	
(2) 新生児聴覚検査および先天性代謝異常検査	
(3) 乳幼児健康診査	
(4) 子育てに関わる親の状況	

3.妊娠期・幼児期における歯科保健	33
(1) 妊婦歯科健康診査	
(2) 幼児のう歯	

第4章 南木曾町 食育推進計画

1.計画的に推進する食育	35
2.食の循環と地域の食を意識した食育	38
3.若い世代への食育	40
4.自らの健康管理を行う食育	41

第5章 南木曾町 自殺対策計画

1.南木曾町における自殺の状況	44
(1) 全国・県（2次医療圏）との比較や年次推移	
2.いのちを支える自殺対策における取組	46
(1) 基本方針	
(2) 自殺対策の推進体制	
(3) 基本施策	
3.今後の自殺対策推進について	51
4.計画の数値目標	51
別紙①～④ 前計画（自殺対策計画）の進捗状況、評価	52
別紙⑤～⑧ 今後の自殺対策計画に係る進捗確認シート	56

第6章 資料関係

1.前健康づくり計画の検証	60
---------------	----

第1章 南木曾町健康づくり計画の策定にあたって

1.計画の基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

国では、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、国民の健康増進の総合的な推進を図るとして、「健康日本21（第三次）」を示しています。長野県においても、第3期信州保健医療総合計画が定められ、「健康長寿」という目標に向かい、県の保健医療施策を総合的に推進するとしています。

当町においても、それらを踏まえ、町民の健康増進を図るための基本的事項を明らかにし、必要な方策を示す計画を策定することとしました。

(2) 基本方針

- ① 人生100年時代が本格的に到来することを踏まえ、様々なライフステージ(乳幼児期、青壮年期、高齢期等)において、特有の健康づくりの取組を進める・個人の生活行動(栄養・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙及び歯・口腔など)の改善により、健康状態の改善を図る
- ② 運動習慣の定着及び身体活動量の増加により、生活習慣病(NCDs)の予防のほか、生活機能の維持・向上を図る・身体的、精神的、社会的等、複合的な悩みや不安を抱える人の存在気づき、想いに寄り添い、その時必要な支援を行う

(3) 計画の位置づけ

本計画は、町の最上位計画である「第10次南木曾町総合計画」の基本目標「健康で元気なハッピーライフ」を具体化する個別計画として位置づけます。令和6年度末には第10次総合計画の計画期間が満了しますが、第11次総合計画に移行しても、総合計画との整合を図り、必要があれば本計画の見直しを行いながら、同様に位置づけられるものとします。

① 計画の構成

本計画の構成は、以下の4つの計画を一体的に策定するもので、計画の名称及び根拠法令等は次のとおりです。

- ・南木曾町健康増進計画：健康増進法（第8条第2項）
- ・南木曾町母子保健計画：母子保健法（平成26年6月17日 雇児発0617第1号厚労省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健計画について」）
- ・南木曾町食育推進計画：食育基本法（第18条第1項）
- ・南木曾町自殺対策計画：自殺対策基本法（第13条第2項）

② 他計画との関連性

本計画の推進にあたり、南木曾町地域福祉計画（老人福祉計画、障害者福祉計画）、南木曾町子ども・子育て支援事業計画や、南木曾町保健事業実施計画（データヘルス計画）、特定健診・特定保健指導実施計画などの町の関連個別計画のほか、国や県、木曾広域連合などの健康分野における計画と整合性を図っていきます。

(4) 計画の期間

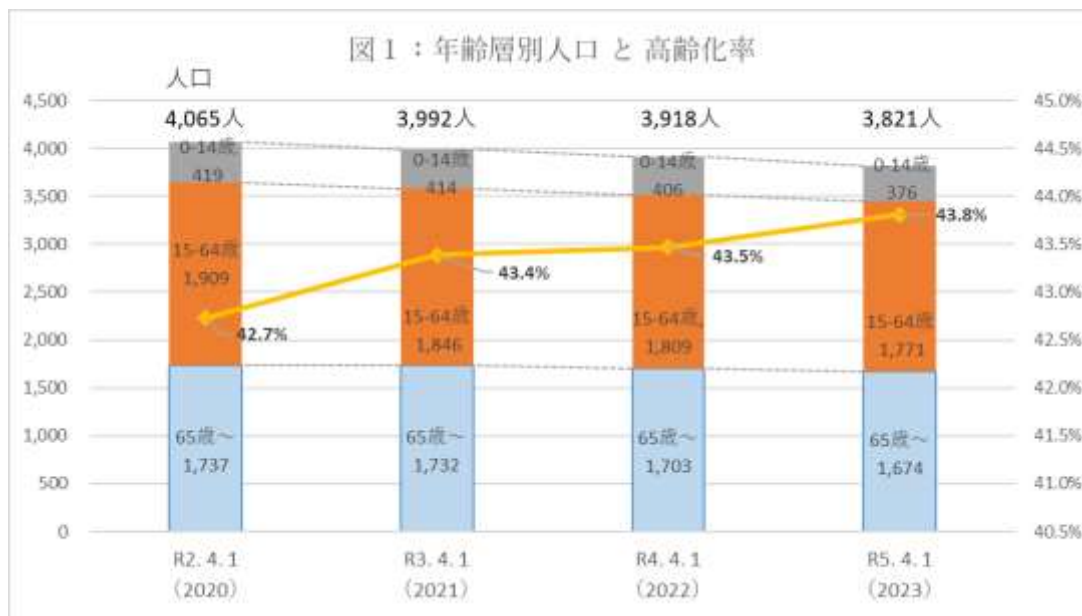
本計画の計画期間は、令和 6 年度を初年度とし、最終年度を令和 11 年度とする 6 年間とします。

(5) 計画の評価

計画内容の実施状況は、他のあらゆる町の施策と同様に、「成果報告」、「事務事業評価シート」を用い、各年度 1 回、事務事業の自主評価を行います。

評価結果は、総合計画の達成目標の状況とともに成果報告において報告されます。また、最終年度（必要に応じ中間年度）には、分野別目標の達成状況を確認し、計画全体評価（中間評価）を行います。

2.南木曾町の現況



引用：住民基本台帳 年齢別人口集計表

表1：年齢別人口と高齢化率

年齢区分	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1
65歳～	1,737	1,732	1,703	1,674
15～64歳	1,909	1,846	1,809	1,771
0～14歳	419	414	406	376
合計人口	4,065	3,992	3,918	3,821
高齢化率	42.7%	43.4%	43.5%	43.8%

引用：図1と同じ

国勢調査による南木曾町の人口は、昭和35年の10,771人から減り続け、令和5年比較では、約65%の減少となっています。年齢層別人口の比率では、0歳から14歳の年少人口が376人と10%に、15歳から64歳の生産年齢人口も46%となっています。一方、65歳以上の老年人口は、1,674人で高齢化率が43.8%となっています。

今後も人口の減少傾向は続くものと想定され、国立社会保障・人口問題研究所の試算結果によると、令和22年(2040年)には2,509人まで減少がすすみ、高齢化率は47.9%に達するものと見込まれます。

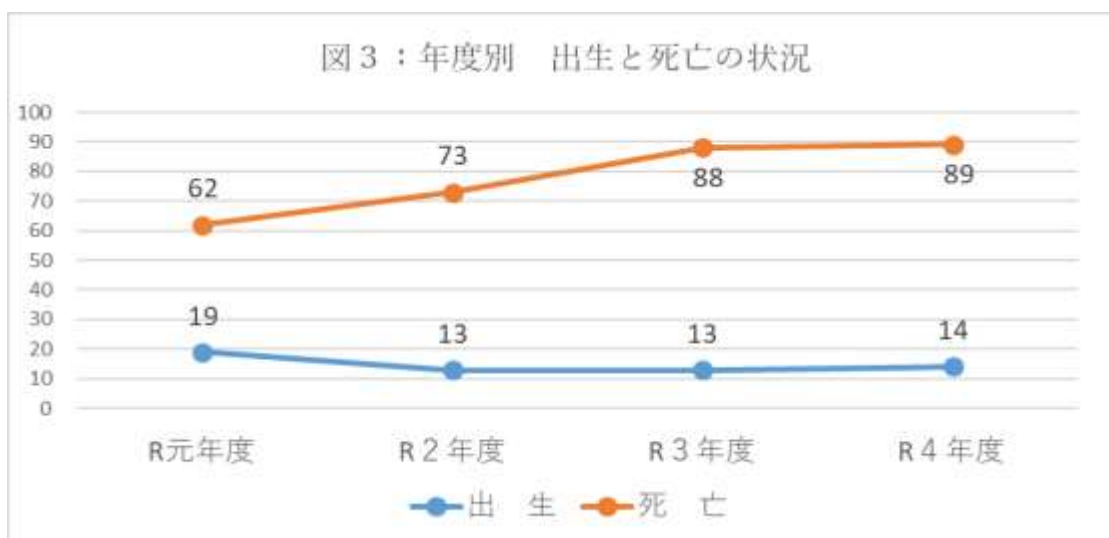


引用：人口問題研究所 都道府県・市区町村別の男女・年齢（5歳）階級別推計人口、R2年度国勢調査

表2：将来推計 年齢層別人口と高齢化率

年齢区分	R7	R12	R17	R22
65歳～	1,429	1,385	1,316	1,203
15～64歳	1,651	1,452	1,274	1,124
0～14歳	301	235	197	182
合計人口	3,381	3,072	2,787	2,509
高齢化率	42.3%	45.1%	47.2%	47.9%

引用：図2と同じ



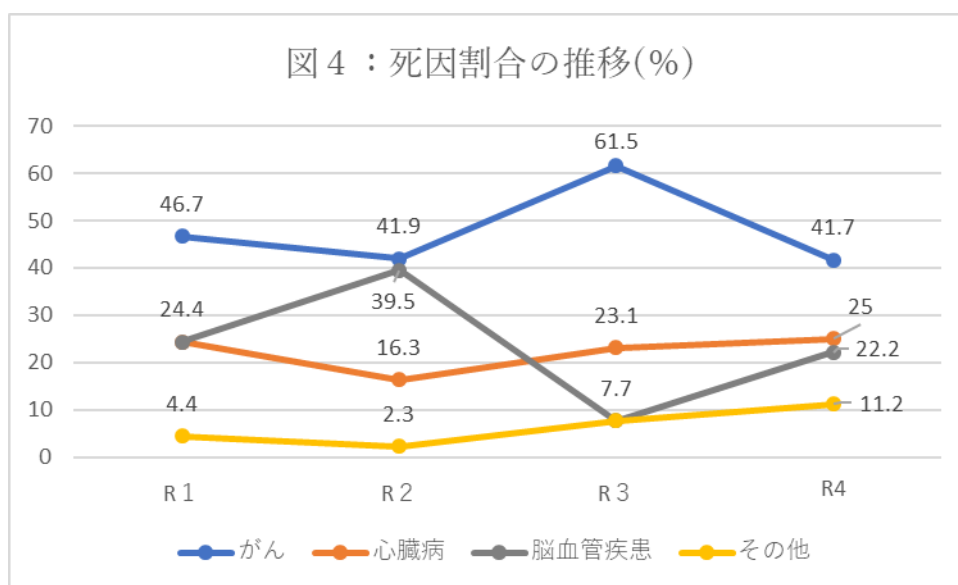
引用：南木曾町の統計資料 2023版

表3：年度別 出生と死亡の状況

	R1	R2	R3	R4
出生	19	13	13	14
死亡	62	73	88	89

引用：図3と同じ

人口の自然動態の状況は、令和元年以降での出生は20人未満、死亡については60人を上回る状況が続いています。



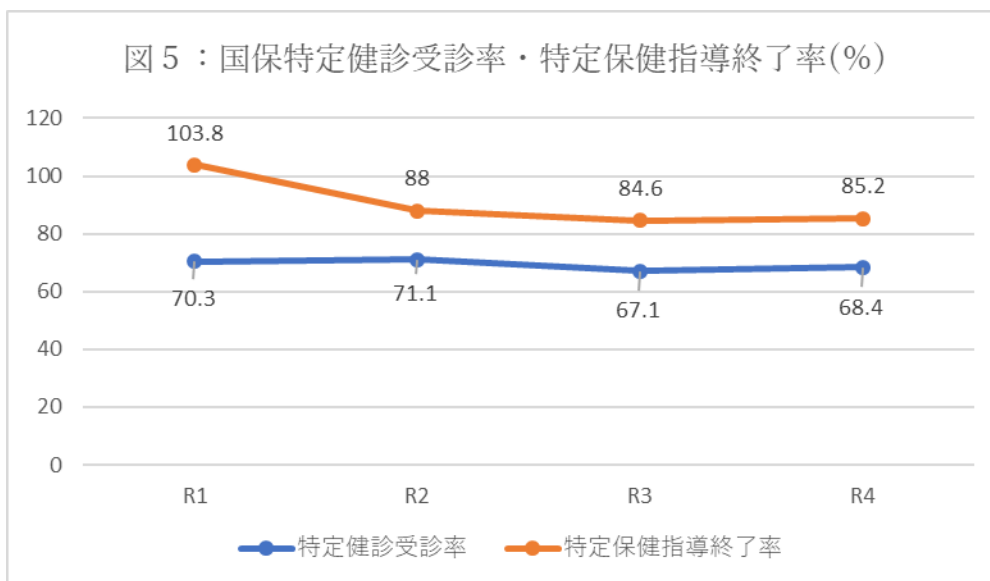
引用：KDB 地域全体像の把握（厚労省人口動態より、標記の項目を割合で示している）

表4：死因割合の推移（%）

	R1	R2	R3	R4
がん	46.7	41.9	61.5	41.7
心臓病	24.4	16.3	23.1	25.0
脳血管疾患	24.4	39.5	7.7	22.2
その他	4.4	2.3	7.7	11.2

※その他の内訳：糖尿病、腎不全、自殺 引用：図4と同じ

令和元年以降の死因順位、及び全体の死亡数に対する割合では、令和元年以降「がん」が最多となっています。直近の令和4年では、次いで心臓病、脳血管疾患と続き上位3つの要因で全体の89%を占めています。残り11%は、その他の死因（自殺・腎不全・糖尿病）となっています。



引用：特定健診等データ管理システム

表5：国保特定健診受診率、特定保健指導終了率（数：人、率：%）

	R1	R2	R3	R4
特定健診 対象者数	636	643	644	602
〃 実施者数	447	457	432	412
〃 受診率	70.3	71.1	67.1	68.4
特定保健指導 対象者数	26	25	26	27
〃 終了者数	27	22	22	23
〃 終了率	103.8	88.0	84.6	85.2

引用：図5と同じ

南木曾町国保が保険者となり、国保特定健診や特定保健指導を行っています。町では、国の国保保健事業も活用し、特定健診受診率は県内でも上位となっています。特定保健指導の対象者は令和元年度から横ばいで、保健指導終了率は8割を超えています。

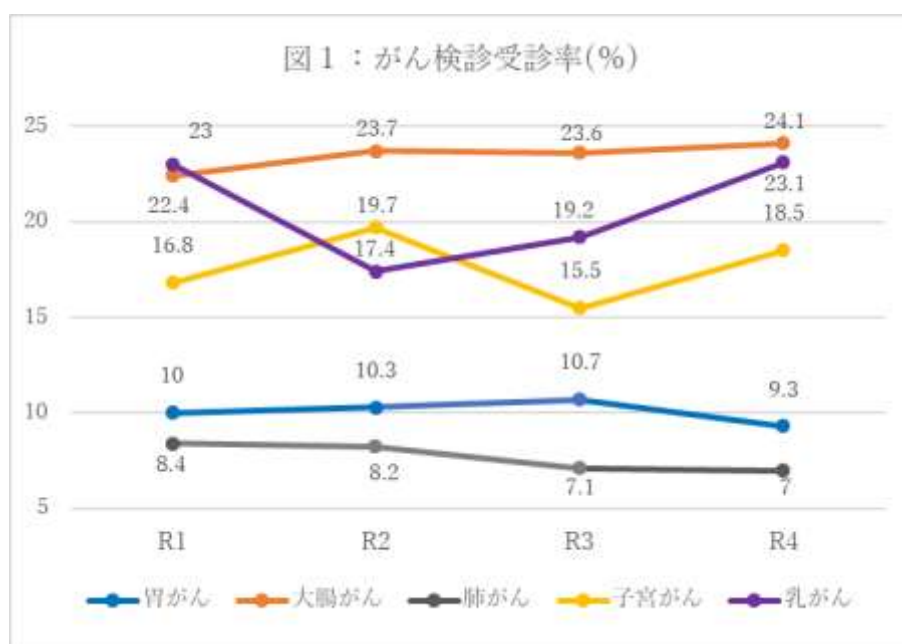
第2章 南木曾町 健康増進計画

誰もがより長く元気に暮らしていくための基盤として、健康の重要性はより高まってきており、平時から個人の心身の健康を保つため、健康づくりの取り組みを更に強化していくことが求められます。また、人生100年時代の到来を迎える中で、生活習慣病の発症予防や重症化予防に加え、生活機能の維持向上の視点から健康づくりを考える必要があります。

少子高齢化の進展、独居世帯の増加などの社会変化に対して、個人の背景により健康格差が生じないように、関係機関が連携して地域社会全体で支援する必要もあることから、個人の特性を重視した、誰一人取り残さない健康づくりに取り組みます。

1. 生活習慣病（NCDs）の発症予防・重症化予防

(1) がん

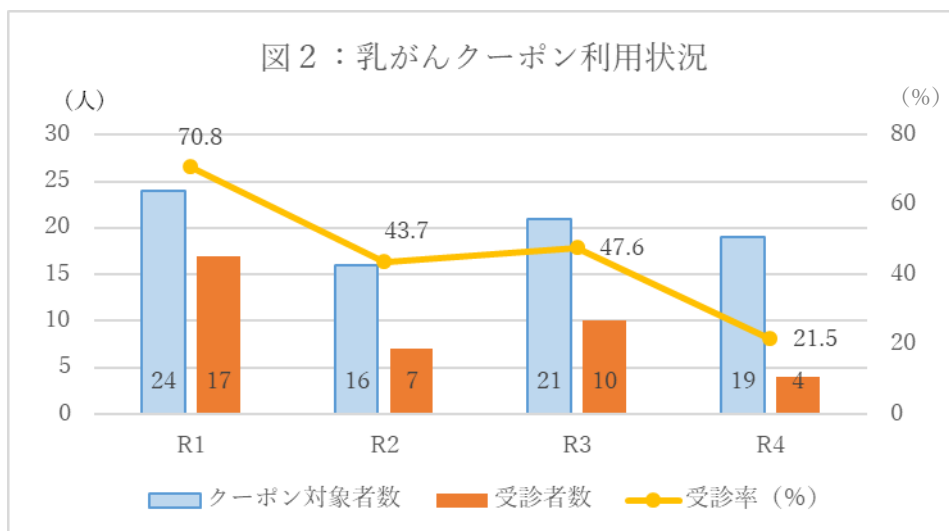


引用：成果報告

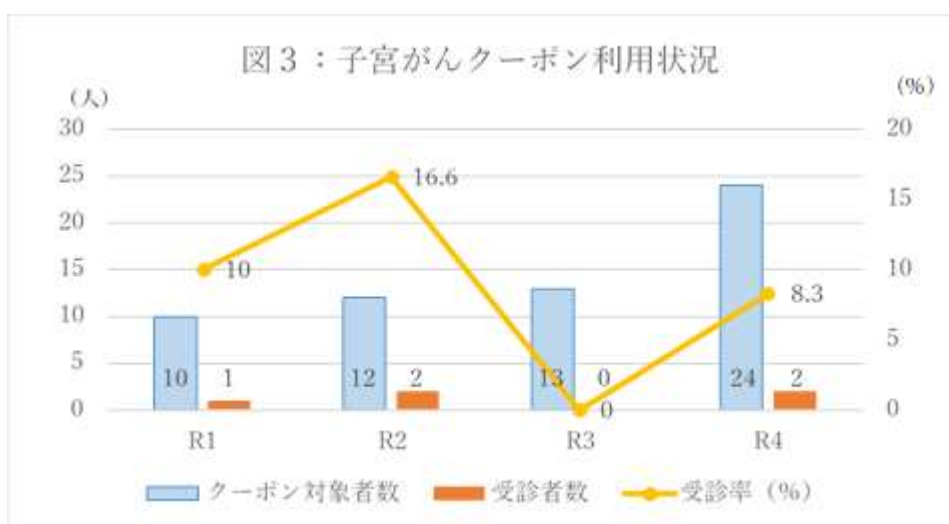
がん検診受診率は、大腸がん・乳がん・子宮がんの受診率は15%を超えていますが、肺がん受診率は特に低くなっています。（この受診率は、町の集団検診・個別検診を受けた方の集計となっており、職場検診、人間ドック等での受診状況は含まれていません。）

※がん検診の検査内容

胃：胃部エックス線撮影、大腸：便潜血検査、肺：胸部低線量CT検査、
子宮：子宮頸部細胞診、乳房：乳房エックス線撮影



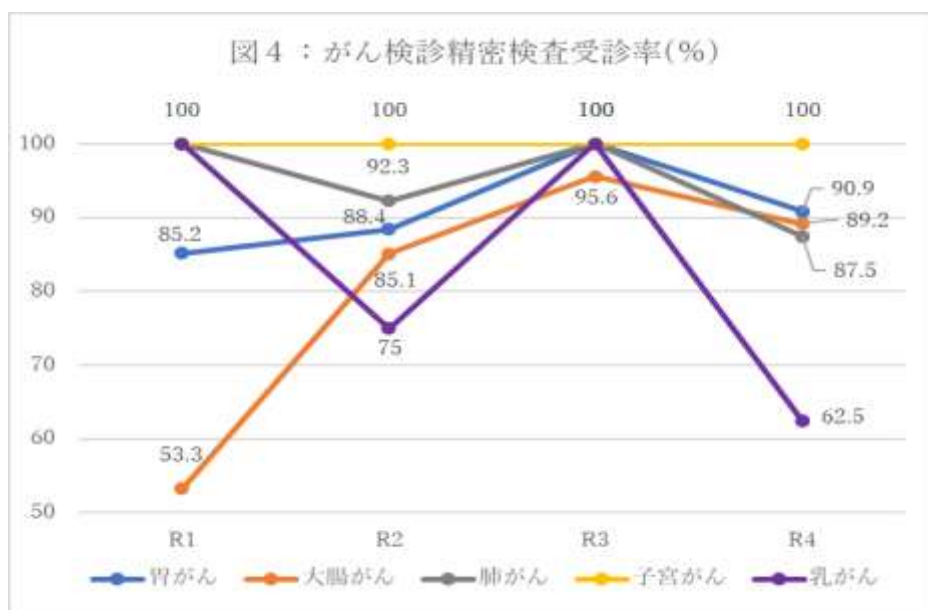
引用：健康かるて



引用：図2と同じ

21歳の子宮がん検診対象者と41歳の乳がん検診対象者には、無料クーポン券を郵送し、年度内に指定医療機関で受診できる事業を実施しています。この事業では、R3年までは乳がん検診全体の受診率より高いものの、R4年は同程度となっています。一方、子宮がん検診受診率は低くなっています。

がん検診を定期的に受けることで、がんの早期発見・早期治療につながるよう、受けやすい検診体制を維持します。



引用：図1と同じ

精密検査の受診率は、おおむね8割は超えています。受診していない方も若干名います。がんは早期発見と適切な治療が重要です。精密検査対象者には、訪問により検査の必要性を伝えていますが、今後も受診勧奨を継続していきます。

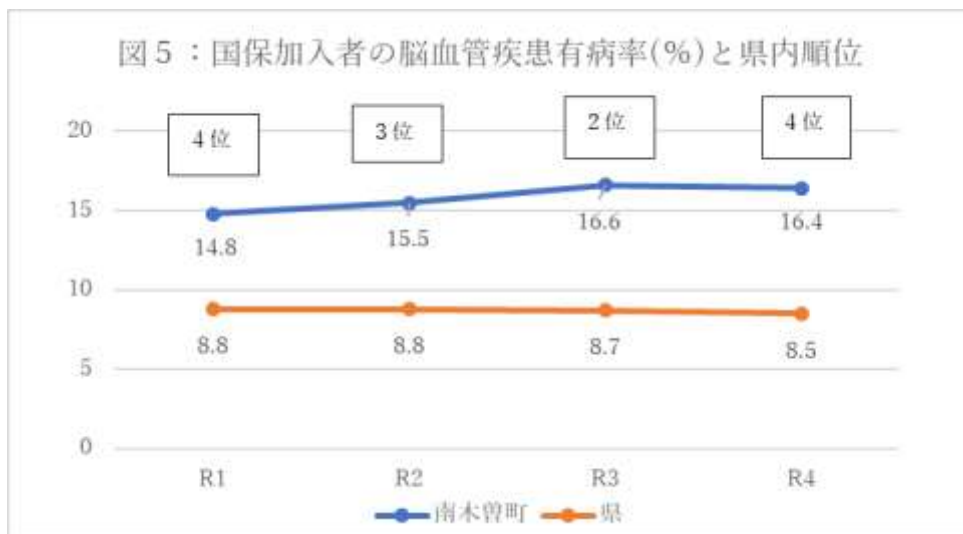
予防可能ながん因子の多くは、日常の生活習慣にかかわるものであり、がんを予防するには生活習慣の偏りの改善に向けた一人一人の取り組みが必要です。今後は、町民健診受診者に対し、がんの予防の視点からのアプローチを実施していきます。

【町の取り組み】

- ・ 地区巡回型の集団検診（胃・大腸）
- ・ 日曜日検診（子宮・乳・大腸）
- ・ 病院での個別検診（子宮・乳）
- ・ 地区巡回型の町民健診との同時実施（大腸）
- ・ ワンコイン（500円）検診の実施
- ・ クーポンによる無料検診（子宮：21歳、乳：41歳）
- ・ 30歳子宮がん検診受診者へのHPV検査（集団検診受診者のみ）
- ・ 精密検査対象者への受診勧奨

(2) 循環器病、糖尿病

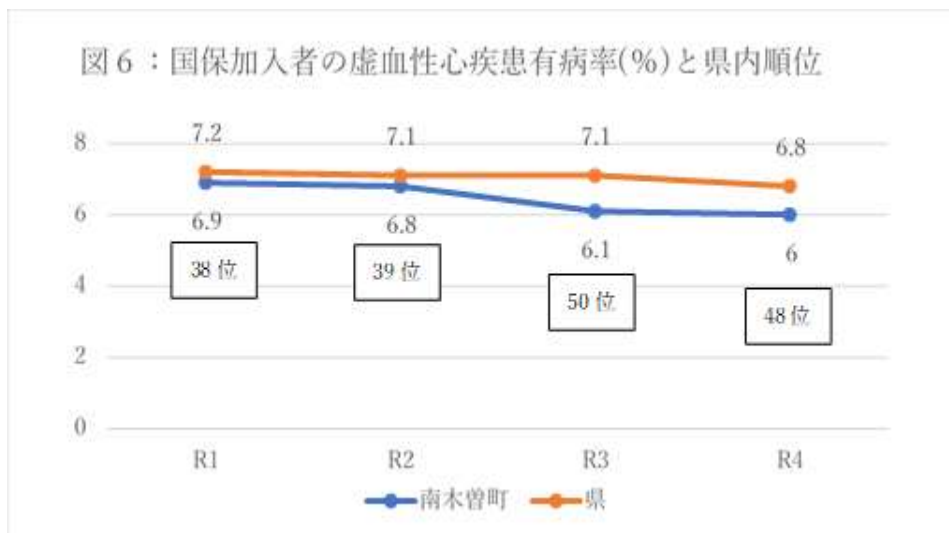
① 脳血管疾患



引用：第3期南木曾町データヘルス計画

南木曾町国保加入者（40～74歳）の脳血管疾患有病率は、県平均よりも高く、県内順位も高い状況が続いています。

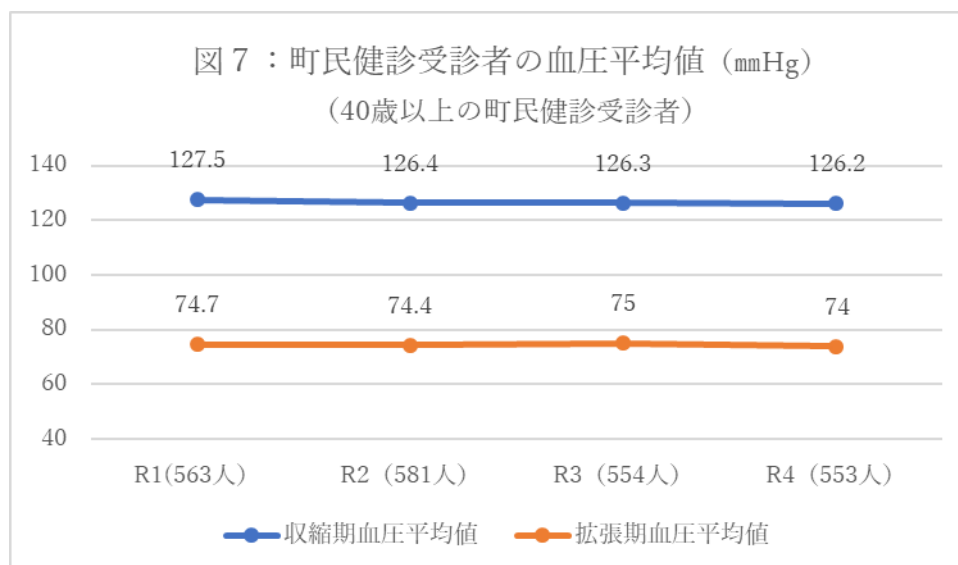
② 虚血性心疾患



引用：図5と同じ

南木曾町国保加入者（40～74歳）の虚血性心疾患有病率は、県平均より低く、県内順位も低い状況が続いています。

③ 高血圧



引用：特定健診等データ管理システム（FKAC167）、国保 GW 共有書庫等

表1：成人における血圧値の分類（単位：mmHg）

分類	診察室血圧			家庭血圧		
	収縮期血圧	かつ	拡張期血圧	収縮期血圧	かつ	拡張期血圧
正常血圧	<120	かつ	<80	<115	かつ	<75
正常高値血圧	120-129	かつ	<80	115-124	かつ	<75
高値血圧	130-139	かつ/または	80-89	125-134	かつ/または	75-84
I度高血圧	140-159	かつ/または	90-99	135-144	かつ/または	85-89
II度高血圧	160-179	かつ/または	100-109	145-159	かつ/または	90-99
III度高血圧	≧180	かつ/または	≧110	≧160	かつ/または	≧100
(孤立性) 収縮期高血圧	≧140	かつ	<90	≧135	かつ	<85

引用：高血圧治療ガイドライン 2019

町民健診等の受診者の血圧平均値は、令和元年から4年まで、横ばいとなっています。

日本高血圧学会高血圧治療ガイドラインでは、正常血圧（診察室血圧）は120/80mmHg未満となっており、町民健診受診者の拡張期血圧は正常範囲ですが、収縮期血圧平均値は正常血圧より高め、正常高値の範囲となっています。

町民健診受診者で、血圧が高めの方には、家庭血圧の測定を勧めたり、適切な治療につなげる保健指導をしています。また、食塩摂取量を減らすことにより血圧が低下するため、減塩指導もしていきます。

④ 脂質 (LDL コレステロール)



引用：図 7 と同じ

⑤ 糖尿病

表 2 : 40 歳以上の町民健診受診者における HbA1c8.0%以上の方の割合 (%)

	R 1	R 2	R 3	R 4
HbA1c8.0%以上 (人)	8	8	9	8
健診結果 保有者数 (人)	517	541	520	520
該当者割合 (%)	1.5	1.5	1.7	1.5

引用：図 7 と同じ

表 3 : 20~39 歳のさわやか健診受診者における HbA1c5.6%以上の方の割合 (%)

	R 1	R 2	R 3	R 4
HbA1c5.6%以上 (人)	16	11	6	11
さわやか健診 受診者数 (人)	51	58	56	46
該当者割合 (%)	31.4	19.0	10.7	23.9

引用：マルチマーカー

40 歳以上の町民健診受診者の内、国の指針にも挙げられている血糖コントロール不良 (HbA1c8.0%以上) の方が毎年 10 人弱います。

20~39 歳の方の HbA1c では、受診勧奨値の 6.5%を超える方はほとんどいませんが、若いうちから生活習慣を改善することで、糖尿病への移行を防ぐことが重要です。

表 4：糖尿病性腎症重症化予防プログラム実施者の HbA1c 平均変化値

	R 1	R 2	R 3	R 4
実施者数	6	4	0	1
HbA1c 平均変化値	△1.1	△0.5	-	△1.1

引用：国保運営協議会 資料

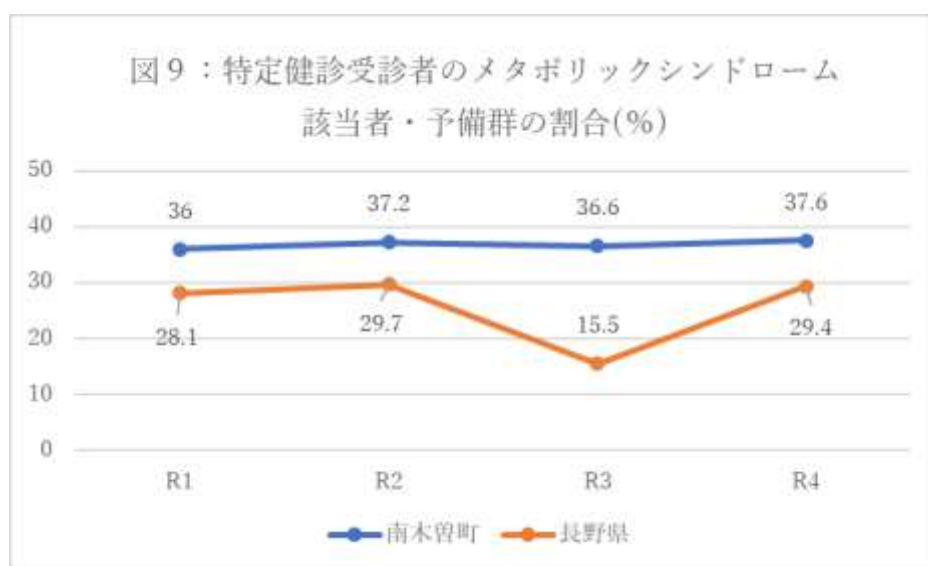
町では、国の国保保健事業を活用し、健診受診者で糖尿病未治療の方のための糖尿性腎症重症化予防プログラムを実施しています。

糖尿病性腎症重症化予防プログラムは、平成 28 年度に国と長野県がそれぞれマニュアルを作成し、木曾圏域でも平成 29 年度から、それらにならったマニュアルを整備し、南木曾町では平成 30 年度から事業を開始しています。

現在は、特定健診等受診結果にて空腹時血糖 126mg/dl 以上又は随時血糖 200mg/dl 以上又は HbA1c6.5 以上で治療を受けていない方に本事業の説明を行い、治療と並行して月 1 回 1 時間×4 回の栄養指導を受けることを了承された町民の方へ、かかりつけ医（篠崎医院、古根医院、木曾病院）と連携した保健指導を実施しています。（保健指導は外部管理栄養士による。）

それまで健診や医療機関を受診されていなかった方もいますが、個人の生活リズムや活動強度、食事内容に沿った保健指導により、血糖コントロールがどんどん良くなるにしたがって、服薬と食事の改善に積極的に取り組む姿が見られ、プログラムを受けた方は、HbA1c が改善しています。

⑥ メタボリックシンドローム



引用：特定健診等データ管理システム（TKCA011）

特定健診受診者のメタボリックシンドローム該当者・予備群は、県より高い状況で横ばいに推移しています。

南木曾町の死因でも上位の心臓病、脳血管疾患は、高血圧・高血糖・脂質代謝異常などのリスク因子の重複が多いほど発症リスクが高くなります。国保特定健診では、主として内臓脂肪の蓄積に着目し、健診によって保健指導対象者を抽出して対象者の持つリスクの数に応じた個別の保健指導を行うことで、その要因となっている生活習慣を改善し、生活習慣病予防を行うことを目的としています。

生活習慣病は自覚症状がほとんどないまま進行するため、健診は対象者個人が自らの健康状態を振り返る絶好の機会と位置付けることができます。町では、「国保保健事業」と「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を積極的に活用し、健診受診率向上のための未受診者対策、健診の継続受診のための丁寧な保健指導（結果報告会）等を実施しています。

【町の取り組み】

- ・未受診者対策（訪問による受診勧奨）
- ・地区巡回型の町民健診（さわやか健診、国保特定健診、いきいき健診）
- ・日曜日健診の実施
- ・町民健診受診料無料
- ・町民健診受診者への個別の保健指導（地区巡回型の結果報告会・訪問）
- ・糖尿病性腎症重症化予防プログラムの実施

(3) 歯・口腔

① 3歳児親子歯科健診

表5：3歳児親子歯科健診受診状況

	R1	R2	R3	R4
対象者数	58	28	40	46
受診者数	5	1	1	4
受診率(%)	8.6	3.6	2.5	8.7

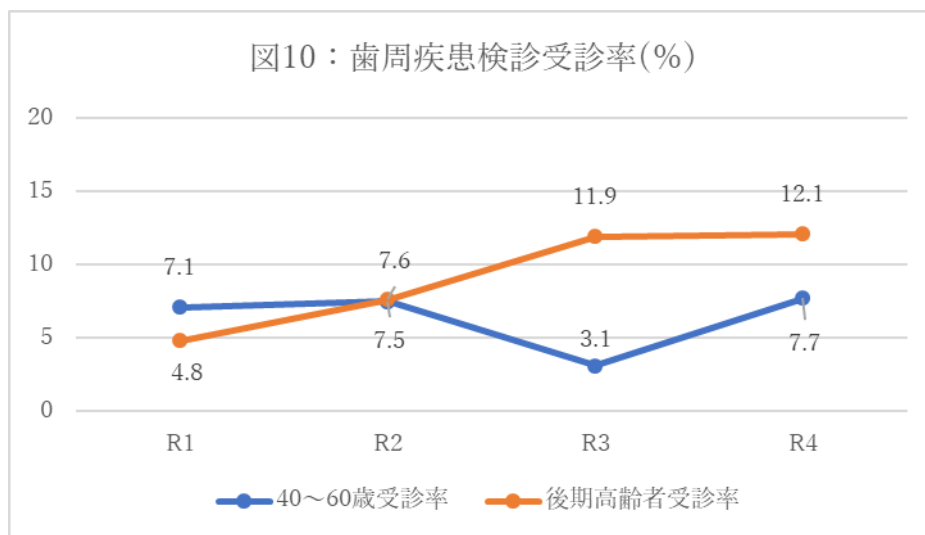
引用：成果報告

子育て世代を対象とした歯科保健の取り組みとして、平成30年から3歳児健診対象児の保護者を対象とした歯科健診を実施しています。年度により対象者数に差があり、また

受診者数が少ないため受診率は増減しています。

子育て世代の若いうちからお口の健康に意識を持つことを目的に実施している事業ですが、この健診受診者以外の方に、かかりつけ歯科医で受診する機会があるのか把握できていないため、今後、対象者の状況の確認が必要です。

② 歯周疾患検診等

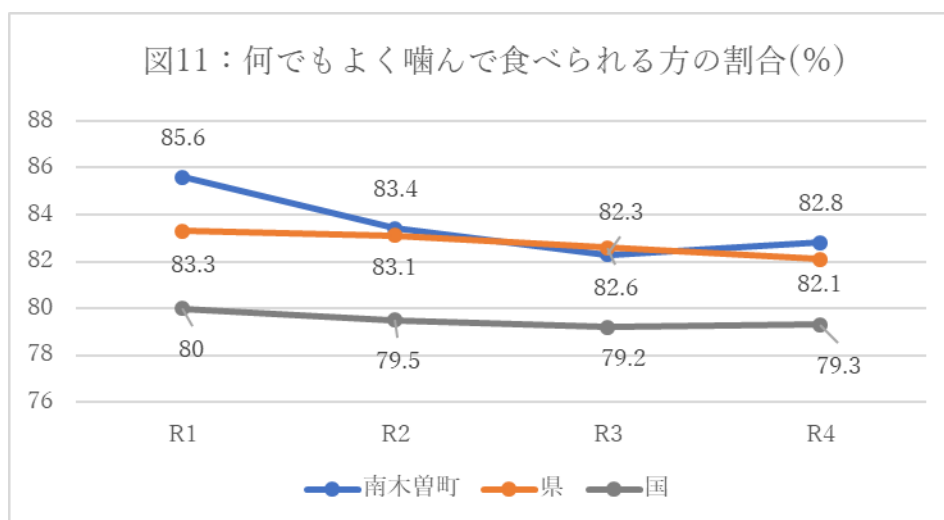


引用：成果報告、後期高齢者医療連合からのデータ（メール）

町が実施する歯周疾患検診は（対象：年度年齢40～60歳までの5歳刻みの方）、R3年は特に少なくなっていますが、その他は7%ほどで推移しています。

後期高齢者医療保険が実施する歯科口腔健診対象者は、R1年までは「前年度に75歳になった方」のみでしたが、R2年からは「前年度に76～79歳になった方のうち、直近で生活習慣病に係る受診をされた経歴があり、かつ、前年度に歯科医療の受診がなかった方」も対象に加わったため、R2年からの対象者数が増え、受診率が上がってきています。R6年度以降は、「80歳」も対象者となる予定です。

③ 国保特定健診 標準的な質問票（咀嚼の状況）



引用：KDB 質問票の経年比較

何でもよく噛んで食べられる方の割合は、R1年からやや減少しているものの、県と同程度で、国より高めとなっています。しかし、2割弱の方はよく噛めていない状況でもあります。

特定健診の標準的な質問票では、口腔機能のうち、食生活や生活習慣病に大きく関係する咀嚼(そしゃく)の状況を把握しています。むし歯、歯周病、歯の喪失やそれ以外の歯・口腔に関わる疾患により咀嚼機能が低下すると、野菜・肉類の摂取が減少するとともに、生活習慣病や低栄養のリスクが高まることが指摘されています。また、歯周病は、動脈硬化や糖尿病などの生活習慣病にも影響を及ぼします。定期的な歯科健診を受けることで、生活習慣病を予防できることを、引き続き住民に周知していきます。

令和3年度から長野県後期高齢者医療連合に委託を受けて事業を開始している「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施」事業において、令和5年度からオーラルフレイル対策を実施しました。

具体的には、集団町民健診（いきいき・さわやか・国保特定健診）受診後に、水野歯科医院等の歯科衛生士による「オーラルフレイル予防」のポピュレーションアプローチを少人数（1～4人）で繰り返し行いました。町民健診受診後の、健康意識の高い時に、自らの健康管理について学べる機会は貴重と考え、今後も継続したいと思います。

【町の取り組み】

- ・妊婦歯科健診
- ・幼児健診での歯科健診
- ・3歳児親子歯科健診

- ・ 歯周疾患検診（40～60 歳、後期高齢者）
- ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（オーラルフレイル対策）

1.生活習慣病（NCDs）の発症予防・重症化予防 指標・目標 一覧

分野	No.	指標	現状（R4）	目標（R11）
がん	1	がん検診 受診率		
		胃	9.3%	増加
		大腸	24.1%	
		肺	7.0%	
		子宮	18.5%	
乳房	23.1%			
循環器病・糖尿病	2	血圧の平均値		低下
		収縮期血圧 拡張期血圧	126.2mmHg 74.0mmHg	
	3	脂質（LDL コレステロール） 160mg/dl 以上の方の割合	5.2%	減少
	4	メタボリックシンドローム該当者 及び予備群の割合	37.6%	減少
	5	国保特定健康診査の受診率	68.4%	増加
	6	国保特定保健指導の終了率	85.2%	増加
	7	HbA1c8.0%以上の方の割合	1.5%	減少
	8	糖尿病性腎症重症化予防プログラム	実施	継続
口腔	9	何でもよく噛んで食べられる方の 割合	82.8%	増加
	10	歯周疾患検診等受診率 40～60 歳 後期高齢者	7.7% 12.1%	増加

2. 身体活動（運動・休養）、飲酒・喫煙など

(1) 運動、休養

① おやこのひろば運動遊び

表6：おやこのひろば運動遊びの参加者延人数

	R1	R2	R3	R4
開催数	20回	9回	7回	4回
参加者数（延）	211人	149人	118人	49人

引用：教育委員会

こども園田立園にて、未就園児を対象に実施しているおやこのひろばでは、親子で体を動かす機会として、健康運動指導士やリトミック講師による運動遊びを実施しています。R2年からは新型コロナウイルスの影響により回数が減っていますが、毎回10名程度の方が参加しています。

② 児童生徒の総運動時間調査

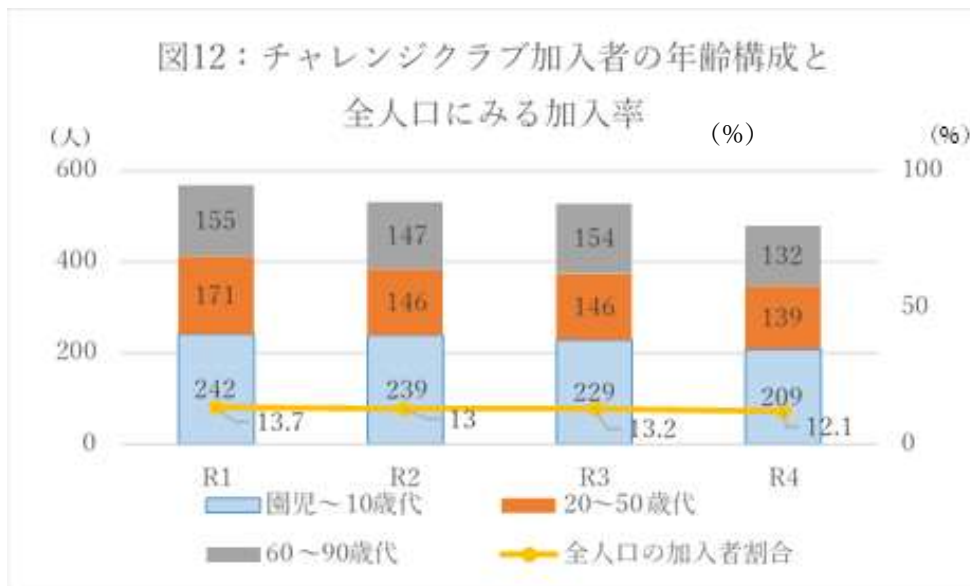
表7：1週間の総運動時間（体育授業を除く）が60分未満の児童（5年生）・生徒（2年生）の割合（%）

		性別	R1	R2	R3	R4
小学校	全国	男子	7.6	—	8.8	8.8
		女子	13.0	—	14.4	14.6
	長野県	男子	8.4	—	8.6	8.9
		女子	16.8	—	15.6	16.7
	南木曾	男子	11.1	—	25.0	29.4
		女子	15.4	—	50.0	41.7
中学校	全国	男子	7.5	—	7.8	8.1
		女子	19.7	—	18.1	18.1
	長野県	男子	8.4	—	8.2	8.1
		女子	24.1	—	19.4	18.2
	南木曾	男子	—	—	—	7.1
		女子	—	—	—	27.3

* —は未実施。 引用：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

1週間の総運動時間が60分未満の割合は、小学校ではR1年からR3年は大幅に増えており、国・県と比べても男女とも高く推移しています。中学校はR4年のみの結果ですが、男子は国・県よりは低く、女子は高い傾向にあります。

③ チャレンジクラブ 加入者数



引用：教育委員会

南木曾町の総合型スポーツクラブである、NPO法人なぎそチャレンジクラブ加入者は、全人口の13%ほどで横ばいとなっており、加入者の年代別内訳では、10歳代以下が4割強と多く、20～50歳代、60歳以上はそれぞれ3割弱となっています。

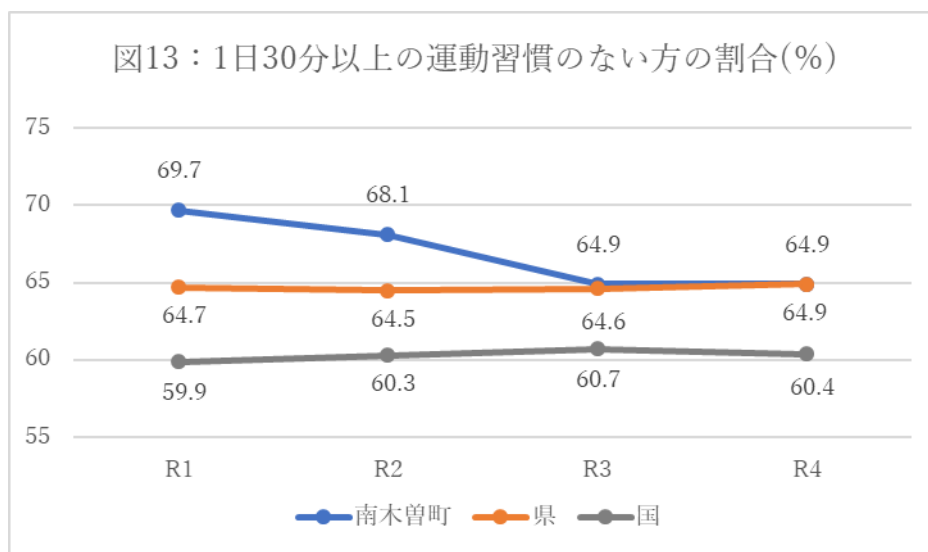
チャレンジクラブでは、様々なメニューがあるため、定期的な運動習慣につながる事が期待されます。

【チャレンジクラブ メニュー】 引用：チャレンジクラブ通信 2024年2月号

ひとりでもくもく ・筋力トレーニング	大人の部活動 ・バドミントン ・バレーボール ・マレットゴルフ ・卓球 ・駅伝	指導者に教わりたい ・水中ウォーキング教室 ・ヨガ ・ウォーキング+筋活教室 ・フラメンコ アンダルシア ・太極拳 ・気づき整体教室
大人の同好会 ・フラダンス ・ノルディックウォーキング ・ピンポンズ ・健康マーじゃん		

インターバル速歩講座（南木曾町委託事業）

④ 国保特定健診 標準的な質問票（運動習慣）

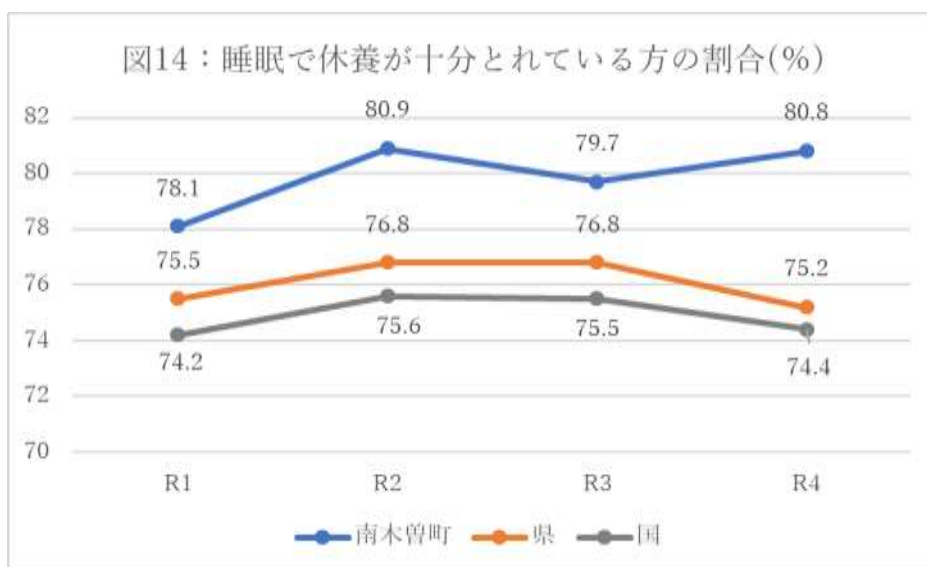


引用：KDB 質問票の経年比較

運動習慣のない方の割合は令和元年から減少傾向で、R3年からは県と同等になってきていますが、国・県との比較では、まだ高い状況です。

※この質問の詳細は、「1日30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上、1年以上実施していない方」です。

⑤ 国保特定健診 標準的な質問票（睡眠）



引用：図13と同じ

睡眠で休養が十分とれている方は 8 割前後で、県・国より高くなっています。しかし、2 割ほどの方は、睡眠で休養が十分とれていない状況でもあります。

身体活動・運動の量が多いほど、生活習慣病、ロコモティブシンドローム、うつ病、認知症などの発症・罹患のリスクが低いことが多くの疫学研究で示されています。町民健診受診者への保健指導の際には、運動の機会の情報提供をし、現状より少しでも身体活動を増やすことを一緒に考えています。

「健康づくりのための睡眠ガイド 2023」では、小学生は 9～12 時間、中学・高校生は 8～10 時間の睡眠の確保が推奨され、成人ではおおよそ 6～8 時間が適正な睡眠時間と考えられています。また、高齢世代では長い床上時間が健康リスクとなるため、床上時間が 8 時間以上にならないことを目安に必要な睡眠時間の確保を推奨されているため、年代に応じた保健指導をしていきます。

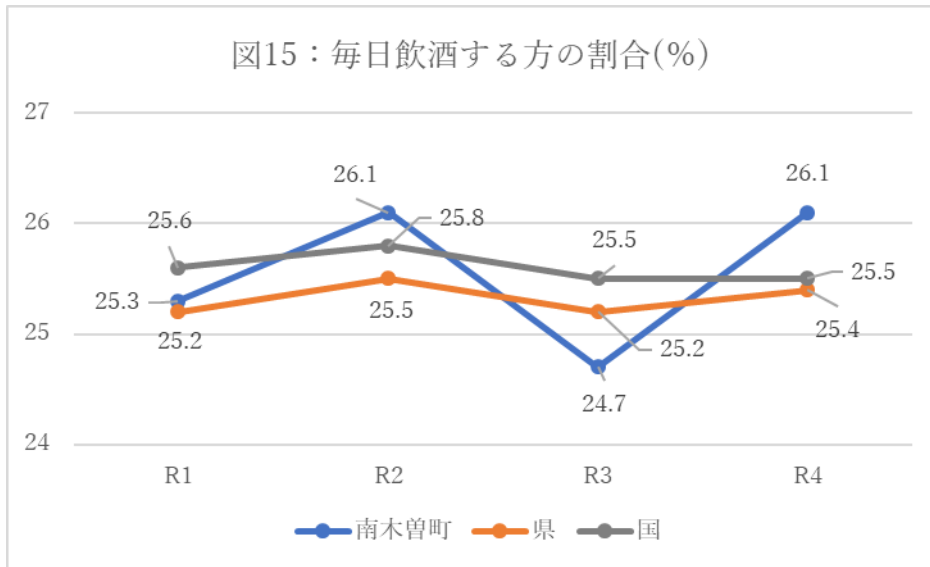
十分な睡眠時間を確保しても睡眠で休養がとれない場合、閉塞性睡眠時無呼吸、不眠症等の睡眠障害の可能性もあります。閉塞性睡眠時無呼吸は加齢による上気道の筋力低下に加え、肥満が最大の発症危険因子です。閉塞性睡眠時無呼吸は高血圧や脳卒中、心筋梗塞、心不全などの循環器疾患や糖尿病などの代謝疾患の誘因にもなるため、必要に応じて、肥満の予防・改善や、治療についての情報提供を行います。

【町の取り組み】

- ・おやこのひろば運動あそび
- ・町民健診受診者への運動教室等の紹介と保健指導
(チャレンジクラブ、分館での自主運動教室、パワーアップ教室)
- ・インターバル速歩講座のチャレンジクラブへの委託
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
(分館での自主運動教室への支援、サロンへの健康運動指導士等の派遣)

(2) 飲酒、喫煙

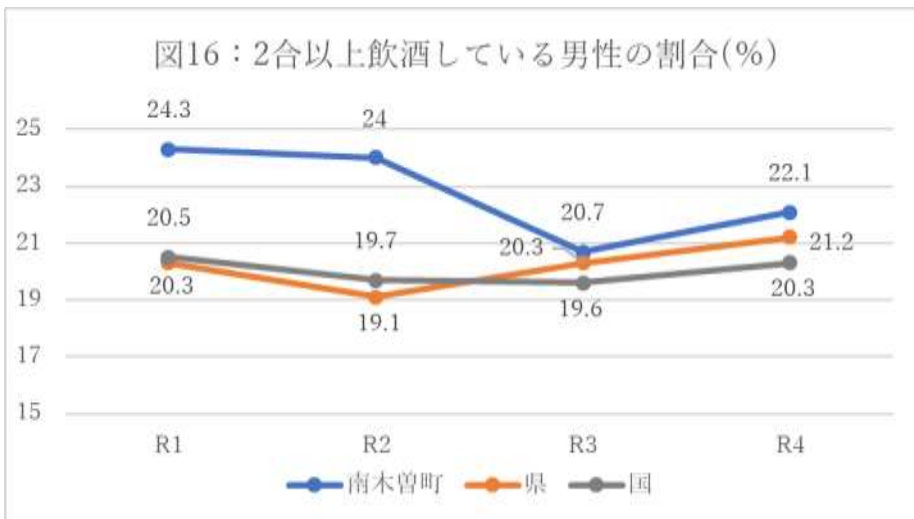
① 国保特定健診 標準的な質問票（飲酒頻度）



引用：図 13 と同じ

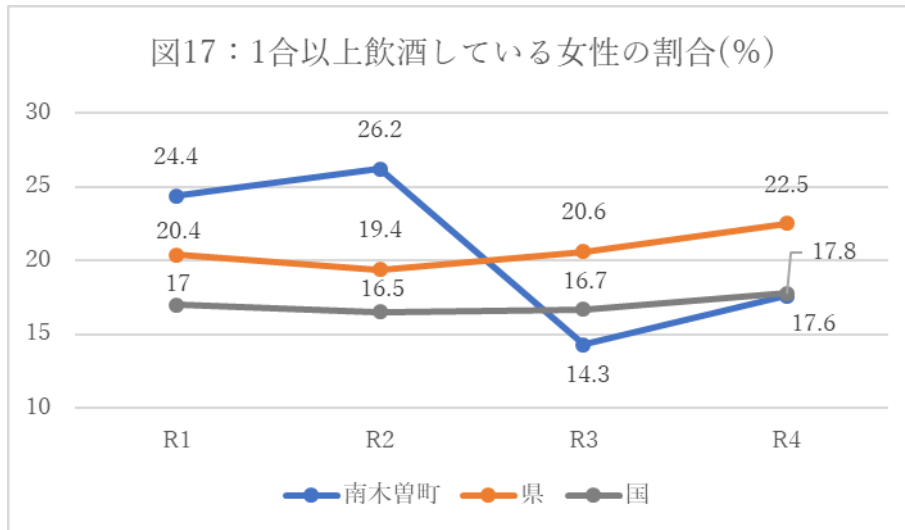
毎日飲酒をする方は 25%前後で、国・県と同様に推移しています。

② 国保特定健診 標準的な質問票（飲酒量）



引用：図 13 と同じ

生活習慣病のリスクを高める飲酒（男性は純アルコール摂取量 40g/日以上）をしている男性は、国・県より高い割合ですが、R3 年からはやや減少しています。

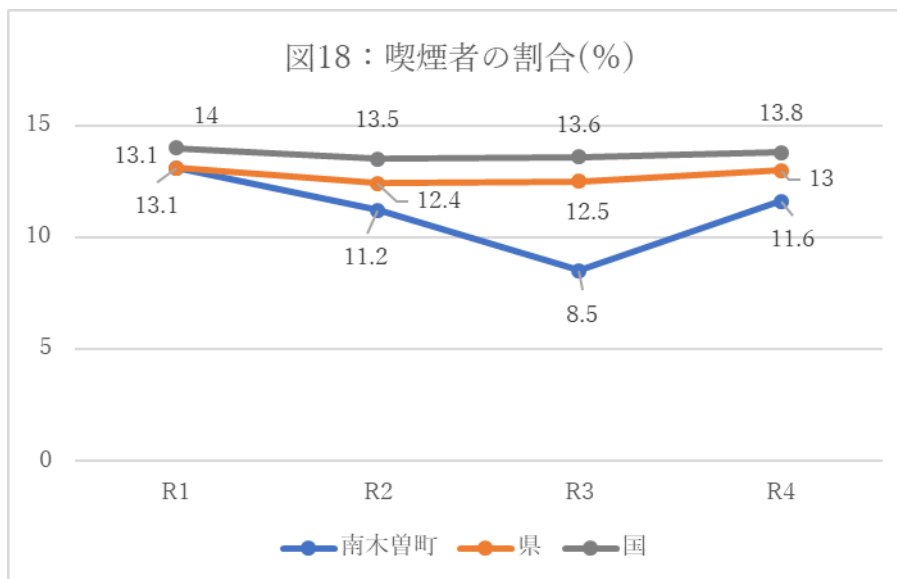


引用：図 13 と同じ

女性には、①血中アルコール濃度が高くなりやすい、②乳がんや胎児性アルコール症候群などの女性特有の疾患のリスクを増大させる、③早期に肝硬変やアルコール依存症になりやすい、など特有の飲酒リスクがあるため、男性よりアルコール摂取量の基準値が低くなっています。

生活習慣病のリスクを高める飲酒（女性は純アルコール摂取量 20g/日以上）をしている女性は、R1、2 年は国・県より高い割合ですが、R3 年からは減少し、国・県より低くなっています。

③ 国保特定健診 標準的な質問票（喫煙）



引用：図 13 と同じ

特定健診受診者のうち、喫煙している方の割合は 1 割前後で、国・県より低い割合と

なっています。

特定健診の標準的な質問票では、飲酒の頻度と量を聞き取り、生活習慣病のリスクを高める飲酒習慣がある方を把握し、保健指導に取り入れています。がん、高血圧、脳出血、脂質異常症等の飲酒に関連する多くの健康問題のリスクは、1日平均飲酒量とともにほぼ直線的に上昇することが示されている一方、全死亡、脳梗塞及び虚血性心疾患については、飲酒量との関係は直線的であるとはいえないものの、一定の量を超えるとリスクが高まることがわかっています。

喫煙は、がん、循環器疾患、COPD（慢性閉塞性肺疾患）、糖尿病等の危険因子であるほか、周産期異常（早産や低出生体重児等）の原因の一つです。また、受動喫煙も、虚血性心疾患、肺がんに加え、乳幼児の喘息や乳児突然死症候群(SIDS)等の原因となります。20歳未満の飲酒・喫煙については、平成13年度から5年ごとに長野県健康福祉部で「未成年者の喫煙・飲酒状況等調査」を実施し、町へ「結果報告書」が送付されています。対象者は県内5,000人以上の中学1年生及び高校1年生で、南木曾町や木曾郡などの小規模データではありませんが、「未成年者の喫煙・飲酒をなくす」という共通目標がかかげられており、小中学校では授業を通して飲酒・喫煙のリスクについて教育を行っています。

【町の取り組み】

- ・ 町民健診受診者への飲酒・喫煙に関する保健指導
- ・ 妊婦とその家族への禁煙指導（母子手帳交付時）
- ・ 健やか親子アンケート確認時の両親への禁煙指導（乳幼児健診）

(3) その他

① 骨密度検査



引用：成果報告

骨密度検査受診者は、年度年齢 40～79 歳の方を対象に、地区巡回型の町民健診と合わせて実施しており、対象者数に対する受診者割合は 1 割ほどで推移しています。

骨粗しょう症は骨がもろくなって骨折しやすい状態で、老化が原因となるものや、女性では閉経によるものがあります。腰椎や大腿骨の骨折によって、腰痛や寝たきりの原因になることもあります。骨粗しょう症を予防するためには、カルシウムの摂取とビタミン D を体内で合成するために必要な日光浴に加えて、ウォーキングや筋力トレーニングなど、骨に刺激が加わる運動が推奨されます。

骨量は成長期に増加し、20 歳頃に最大骨量に達し、その後比較的安定に推移した後、加齢に伴い減少します。骨量の減少は検査しないとわからないため、骨密度検査で現状を確認し、骨粗しょう症予防を意識することを勧めています。骨密度検査の対象外の年齢の方で、骨について気になる方には、受診を勧めています。

【町の取り組み】

- ・骨密度検査（地区巡回型の町民健診と同時実施）

2.身体活動（運動・休養）、飲酒・喫煙など 指標・目標 一覧

分野	No.	指標	現状 (R4)	目標 (R11)	
運動	11	1 日 30 分以上の運動習慣がない方の割合	64.9%	減少	
	12	1 週間の総運動時間が 60 分未満の児童・生徒の割合	小学 5 年生 男子	29.4%	減少
			〃 女子	41.7%	
			中学 2 年生 男子	7.1%	
〃 女子			27.3%		
休養	13	睡眠で休養が十分とれている方の割合	80.8%	増加	
飲酒	14	生活習慣病 (NCDs) のリスクを高める量を飲酒している方の割合	純アルコール摂取量 40g/日以上	男性 22.1%	減少
			〃 20g/日以上	女性 17.6%	
喫煙	15	喫煙者の割合	11.6%	減少	
その他	16	骨密度検査 受診率	12.6%	増加	

第3章 南木曾町 母子保健計画

【健やか親子 21 と母子保健計画について】

「健やか親子 21」は、平成 13 年から開始した、母子の健康水準を向上させるための様々な取組みを推進する国民運動計画です。平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 か年計画として実施している「健やか親子 21 (第 2 次)」では、10 年後に目指す姿を「すべての子どもが健やかに育つ社会」として、以下のような 3 つの基盤課題と 2 つの重点課題が設定されています。

基盤課題 A	切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
基盤課題 B	学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
基盤課題 C	子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
重点課題①	育てにくさを感じる親に寄り添う支援
重点課題②	妊娠期からの児童虐待防止対策

我が国の少子高齢化に歯止めがきかない状況であることは周知の事実ですが、第 1 章で示した通り、近年南木曾町の人口、とりわけ年少人口も減少の一途をたどり、出生数についてはこの数年で顕著な減少がみられます。この課題に取り組んでいくためにも、南木曾町で安心・安全に妊娠・出産ができ、生まれた子どもが健やかに成長していける環境の充実が、これまで以上に求められています。

本計画は、「健やか親子 21」で示された課題に対する取組みを基盤として、妊娠～子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を目指して策定するものです。支援の実現にあたっては、南木曾町教育委員会（子育て世代包括支援センター）をはじめ、地域の医療機関や福祉機関など、関係機関と連携を図ります。

なお、基盤課題 B の学童期・思春期の計画については「南木曾町子ども子育て支援事業計画」としてすでに作成されているため、本計画には含まないこととします。

1. 妊娠期～出産期

(1) 妊娠届出・母子手帳交付

表 1：妊娠届出数、および出生数

	R1	R2	R3	R4
妊娠届出数	16	16	12	12
妊娠 11 週以内の届出率 (%)	81.3	93.8	91.7	100.0
出生数	18	14	13	15

引用：母子手帳発行台帳、乳幼児管理台帳

妊娠届出数・出生数ともに、コロナ禍となった R2 年以降はより減少の傾向がみられ、R4 年の出生数は 15 人となっています。

安心安全な妊娠・出産のために、健やか親子 21 では妊娠届の提出・母子手帳の発行を妊娠 11 週までに行うことを推奨しています。南木曾町においては、直近 3 年間は届出の 90%以上が 11 週以内となっていますが、11 週以降の届出も少数ながらみられます。R2 年の長野県・全国の届出率はそれぞれ 94.2%、94.6%となっています。

妊婦の置かれている状況は様々であり、出産に向けた準備状況や今後の見通しについても個別性が高いため、母子手帳交付の際の面談は重要です。南木曾町では、保健師と栄養士の 2 名が面談を行い、妊婦の身体・心理・社会面の状況を把握する体制をとっており、子育て世代包括支援センターとも連携しながら、必要に応じてその後の支援を検討・実施しています。

令和 4 年度より、国の出産・子育て応援給付金による新たな支援事業が始まりました。これには、妊娠期～出産・子育てまで一貫して相談に応じる「伴走型支援」が含まれており、南木曾町でも母子手帳発行時の面談に始まり、妊娠後期のアンケート実施、出産後の訪問と、継続的に母子の相談に応じられる体制をとっています。妊娠後期のアンケートの際に妊婦からの希望があったり、その他の状況により必要と判断される場合は、保健師および教育委員会（子どもすくすく係）職員との面談を実施することとしています。

(2) 妊娠中の飲酒・喫煙

健やか親子 21 の指標の評価のため、3～4 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳児健診の際、保護者に対して『「健やか親子 21」指標の分析・評価のための調査』（以下、「健やか親子アンケート」）を実施しています。

表 2：妊婦の喫煙率（％）

R1	R2	R3	R4	県（R2）	国（R2）
4.3	0	6.3	0	1.3	2.0

引用：健やか親子アンケート（3～4 か月児）

表 3：育児期（生後 4 か月前後）の両親の喫煙率（％）

	R1	R2	R3	R4	県（R2）	国（R2）
母親	8.7	0	6.3	8.3	2.1	3.6
父親	30.4	27.3	37.5	33.3	32.0	32.0

引用：表 2 と同じ

3～4 か月児健診時のアンケートによると、妊娠中に喫煙していた母親が数人見られ、産後はその割合が増加していました。父親については、喫煙者は常に一定割合みられました。

健やか親子 21 では、育児期間中の両親の喫煙率の目標値（2024 年）を、母親 4%、父親 20%と定めており、南木曾町における両親の喫煙率は目標値より高い現状にあります（対象者数が少ないので割合の数値が高くなる傾向があります）。副流煙は胎児の発育・発達のみならず、生まれてきた子どもの SIDS 発症にも影響する可能性があり、リスクをしっかりと伝え、家族への禁煙指導を今以上に進めていく必要があります。

妊娠中に飲酒をしていた母親はいませんでした。

(3) 産後のメンタルヘルス

表 4：産後 1 か月までの EPDS が 9 点以上（高リスク）の母親の割合（%）

R1	R2	R3	R4	国（R2）
5.6	14.3	0	6.7	9.2

引用：乳幼児個人台帳

南木曾町では、出生の届出があった全件に対して、おおむね生後 1 か月までの期間に保健師と助産師の 2 名で新生児訪問を行っています。

産後は母親の精神状態が不安定になりやすい時期であり、母子の健康状態とともに母親の精神状態を把握することも重要です。訪問時には、「エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）」等を活用して母親の辛さや気分の変化などを聞き取りながら確認し、高リスクと判断したケースでは子育て世代包括支援センターも含めた情報共有や電話相談・訪問の追加など、必要なフォローを行っています。

産後 1 か月までの EPDS が 9 点以上（ハイリスク）であった母親の割合は、R1 年から R4 年までを総合してみると全国の場合と大きな差はありませんでした。

なお、EPDS は医療機関で行われる産後 2 週間・1 か月健診でも実施しています。この時点で 9 点以上であったり、総合的に懸案事項がある場合は医療機関から町に個別に連絡が入り、情報共有を行いながらケアの継続に努めています。

退院後の母子が安心して育児ができる支援体制の充実を目的として、令和元年度から「産後ケア事業」を開始し、出生届受理時や家庭訪問時に周知・利用案内を行っています。

また 2 か月児相談では、未就園児と保護者が利用できる「おやこのひろば」の案内を実施しています。

新生児期から乳児期へ移行していく過程においても、子どもの成長に合わせて育児の状況はめまぐるしく変化していきます。南木曾町では、2 か月児相談、3～4 か月児健診と産

後から継続して母子と直接面談できる機会があり、これを活用しながら母親の精神的な辛さや育児負担感を聞き取り、個別の支援につなげています。

2. 乳幼児期

(1) 低出生体重児

表5：全出生数中の低出生体重児の割合（％）

R1	R2	R3	R4	県（R2）	国（R2）
0	7.1	15.4	6.7	9.6	9.2

引用：表4と同じ

出生数に占める低出生体重児（2,500g未満で出生した児）の割合は、年度によりばらつきがあるものの、出生数が減っている状況下でも減少の傾向は見られませんでした。

低出生体重児の出生に影響がある要因として、①母親の年齢（20歳未満または40歳以上）、②妊娠中の母親の喫煙、③妊娠前の母親のやせ体形、などがあげられています。②、③は母子手帳交付時にも把握できる内容であり、出産のリスクとなることの啓発と、前述した通り妊婦・家族への禁煙指導の充実が必要です。

また、若い女性の健康づくりという視点に立ち、妊娠～出産～育児のサイクルにある母親自身の健康に目を向けてもらえるよう、保健指導の1つとして産後の町民健診等の受診の勧めを行っていくことも重要です。

(2) 新生児聴覚検査および先天性代謝異常検査

先天性および新生児期発症の聴覚障害の発生頻度は、1,000人のうち1人程度と言われており、先天性疾患のうち頻度の高い疾患のひとつです。早期発見のため、南木曾町では平成30年度から新生児聴覚検査の助成事業を開始し、すべての新生児が助成を利用しながら検査を受けられる体制となっています。

先天性代謝異常検査は、長野県の事業としてすべての新生児が自己負担なしで検査を受けられる体制となっています。

検査結果の把握は出生届受理時や新生児訪問時に母子手帳を参照しながら保健師が行っており、必要に応じて結果のフォローや相談等の個別対応を行っています。

(3) 乳幼児健康診査

南木曾町の乳児健康診査は、生後3～4ヶ月・6～7ヶ月・9～10ヶ月・1歳児を対象に集団健診にて実施しています。それぞれ発達状況や育児の状況、母の困りごと等を把握し、月齢に合わせた情報提供など保健指導につなげています。管理栄養士による個別栄養指導

も併せて行っています。(健診とは別に、5 か月・8 か月児に対して管理栄養士による離乳食教室を実施しています。)

幼児健診は、1歳6ヶ月・2歳・3歳児を対象に集団健診にて実施しています。発育・発達の状況の確認および保健指導の他、保育士による手遊び・絵本の読み聞かせの実施と歯科衛生士による歯みがき指導、1歳6ヶ月児及び育児に不安のある母を対象にした臨床心理士による心理相談、管理栄養士による個別栄養指導を行っています。

乳児・幼児いずれの健診も、欠席の場合は次の健診日を案内し、受診率はそれぞれ100%を維持しています。

(4) 子育てに関わる親の状況

表6：妊娠・出産について満足している親の割合 (%)

R1	R2	R3	R4	県 (R2)	国 (R2)
95.7	100	100	100	89.0	82.6

引用：表2と同じ

表7：積極的に育児をしている父親の割合 (%)

R1	R2	R3	R4	県 (R2)	国 (R2)
61.9	81.8	68.8	91.7	72.0	69.0

引用：表2と同じ

子育てに関わる親の状況について、健やか親子アンケートから以下のような現状が読み取れました。

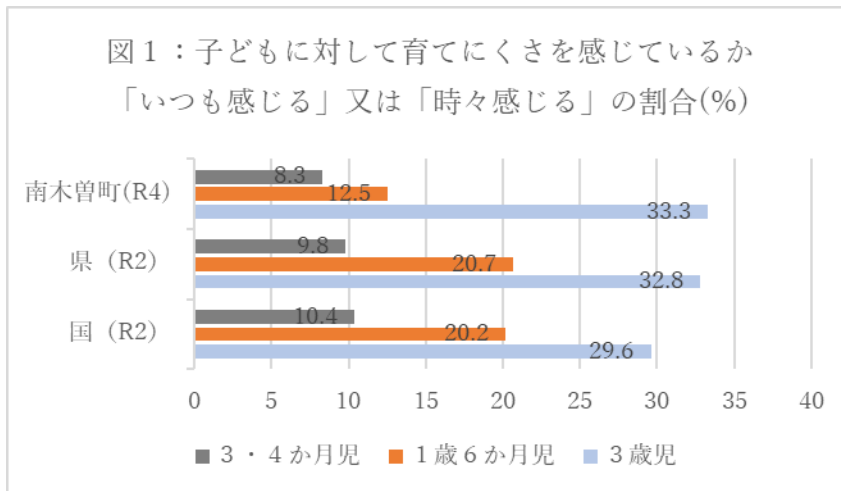
「産後退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアは十分に受けられましたか」という質問には「はい」の回答が多く、妊娠・出産について満足している親の割合は、長野県、全国の数値よりも高くなっています。

積極的に育児をしている父親の割合は、6割～9割と年度によりばらつきがあります。長野県、全国の平均値は概ね70%前後となっています。

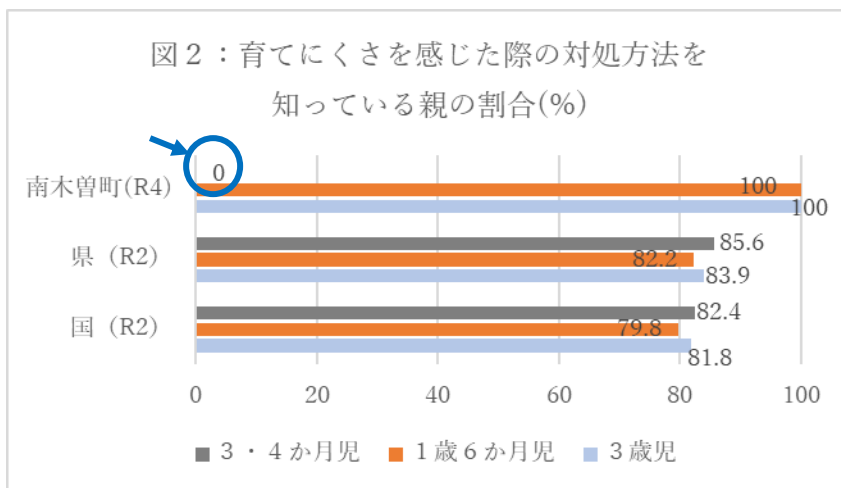
① 『育てにくさ』について

「育てにくさ」とは「子育てに関わる者が感じる育児上の困難感」とされ、その要因には様々なものが含まれます※。R4年の結果では、育てにくさを感じている親については、3・4か月、1歳6か月、3歳のいずれの対象年齢でも認められ、その割合は年齢が上がるにつれて高くなっています。この傾向はR2年の長野県、全国のデータと同様でした。

※育てにくさの背景として、子どもの要因、親の要因、親子関係に関する要因、支援状況を含めた 環境に関する要因など多くの因子があると考えられています。



引用：健やか親子 21 アンケート (R4) /長野県の母子保健 (R3)



引用：図1と同じ

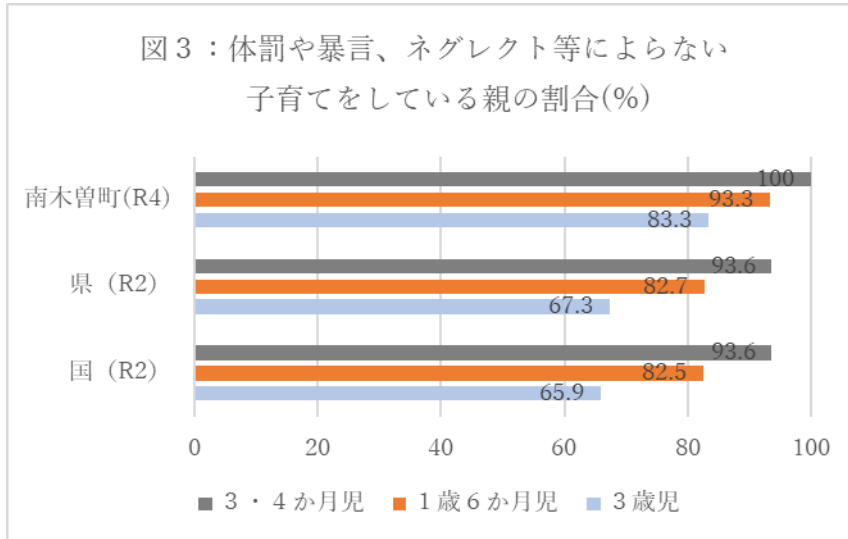
育てにくさを感じた際に対処できるかについて、南木曾町のR4年の結果から、育児期間の短い4か月児の親では対処方法を知らない場合があることが示されました。

健やか親子アンケートの回答内容は、各乳幼児健診の問診の場面で保健師が親と一緒に確認することとしています。この機会をきっかけとして、育児のどのような場面で親が困難感や育てにくさを感じているのか、支援を得られる環境があるのか等の話を聞き、カンファレンスでの情報共有と必要な支援策の検討を行っています。

育てにくさを感じている親が利用できる社会資源としては、新生児～乳児では「産後ケア事業」があり、南木曾町では木曾町・中津川市の医療機関と契約して利用の体制を整え

ています。適時的な利用がされるよう、事業の周知や利用案内を充実させていく必要があります。

② 子どもの虐待につながる行動について



引用：図1と同じ

子どもの虐待につながる行動の有無について、健やか親子アンケートでは「体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合」として調査しています。R4年の結果から、3・4か月、1歳6か月、3歳と対象年齢が高くなるにつれ、上記の行動に該当する親の割合が減少していました。全国や長野県のR2年のデータにおいても、同様の傾向が見られます。

この項目についても「育てにくさ」と同様に、各乳幼児健診の間診時にアンケートの回答を確認する過程で、育児のどのような場面でどのような行動があるのか、親の困難感と併せてまず話を聞き取るようにしています。その一方で、虐待につながる行動は親からの聞き取りのみでは事実を把握しづらい場合も多いことから、こども園等の関連機関とも情報共有・連携の体制を作り、継続的にフォローしています。

近年、児童相談所への虐待の通報件数は急増しています。これは虐待に対する世間の認知度が上昇し、近隣者の注意が高まったことも一因であるといわれています。虐待につながる事象を把握した場合、南木曾町では、管轄の児童相談所等とも連携しながら対応する体制を整えています。町で暮らす子どもとその家族が孤独な環境に陥らないためにも、虐待への注意も含めて地域全体で見守っていく体制作りについて、今後検討していく必要があります。

3. 妊娠期・幼児期における歯科保健

(1) 妊婦歯科健康診査

表 8：妊婦歯科健康診査の受診状況

	R2	R3	R4
受診者数	0	3	1
母子手帳交付数	16	12	12
受診率 (%)	0	25.0	8.3

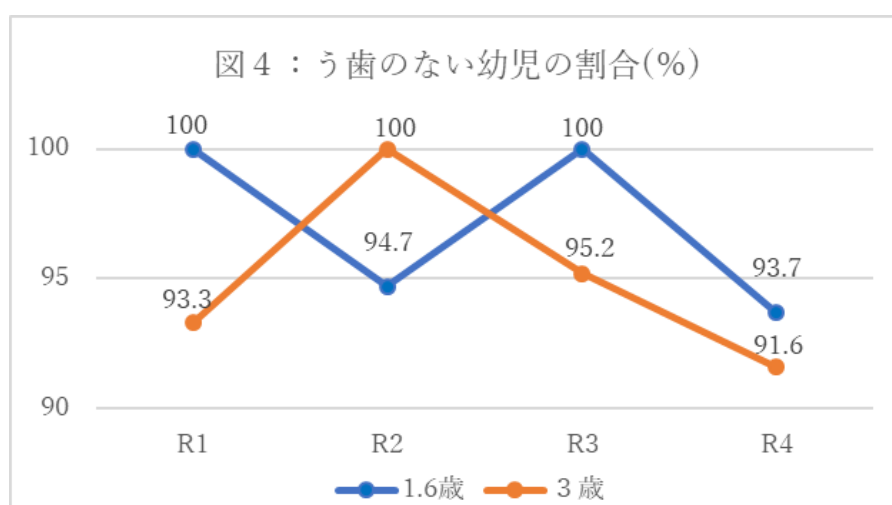
引用：健康かるて

妊娠期はつわりやホルモンバランスの変化から口腔内環境が悪化しやすく、歯周病やう歯が進行しやすいことから、南木曾町では令和 2 年度より妊婦歯科健康診査事業を開始しました。妊娠中、水野歯科医院において歯科健康診査を無料で受けることができます。

事業の周知は母子手帳交付時に行っていますが、受診者は多くありません。他にかかりつけ歯科医を持っている可能性もありますが、歯科受診は自覚症状がないと後回しになりやすく、さらに産後になると、母親自身の受診の時間をつくるのが難しくなりがちです。

厚生労働省によると、歯肉に歯周病の所見を有する者の割合は 20～35 歳では 60%前後、35 歳以降は 70%以上になるとの調査結果が得られており（平成 28 年歯科疾患実態調査）、かかりつけ歯科医の有無を確認し、ない場合には健診を受診するよう、積極的に働きかける必要があります。

(2) 幼児のう歯



引用：健康かるて

1歳6か月児、3歳児の各健診において実施している歯科健診では、う歯のない幼児の割合が90%以上となっており、今後もこれを維持する必要があります。R2年の長野県のデータでは、1歳6か月児は98.9%、3歳児では89.5%となっています。

南木曾町 母子保健計画 指標・目標 一覧

分野	No.	指標	現状 (R4)	目標 (R11)	
妊娠 ～ 出産期	17	妊娠の早期届出率 (妊娠 11 週以内)	100%	維持	
	18	妊娠中の母親の喫煙率	0%	維持	
	19	妊娠中の母親の飲酒率	0%	維持	
乳幼児期	20	乳幼児健診受診率 (1歳6か月・3歳)	100%	維持	
	21	育児期間中 (4か月児) の親の喫煙率	母親	8.3%	減少
			父親	33.3%	
	22	妊娠・出産について満足している親の割合	100%	維持	
	23	育てにくさを感じた際の対処方法を知っている親の割合 (3歳児)	100%	維持	
24	体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合 (3歳児)	83.3%	増加		
歯科 ・ 口腔	25	妊婦歯科健康診査 受診率	8.3%	増加	
	26	う歯のない幼児の割合	1歳6か月児 93.7% 3歳児 91.6%	90%以上	

第4章 南木曾町 食育推進計画

平成17年に食育基本法が制定され、「食育は、生きる上での基本であって知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、『食』に関する知識、選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てること」と位置付けられました。

食育の重要性を改めて認識し、食育の実践を子どもから高齢者まで途切れることなく進めるためには、多様な関係者の連携・協働のもと、広い視野に立った一貫性のある取組を継続的に展開していく必要があります。

1. 計画的に推進する食育

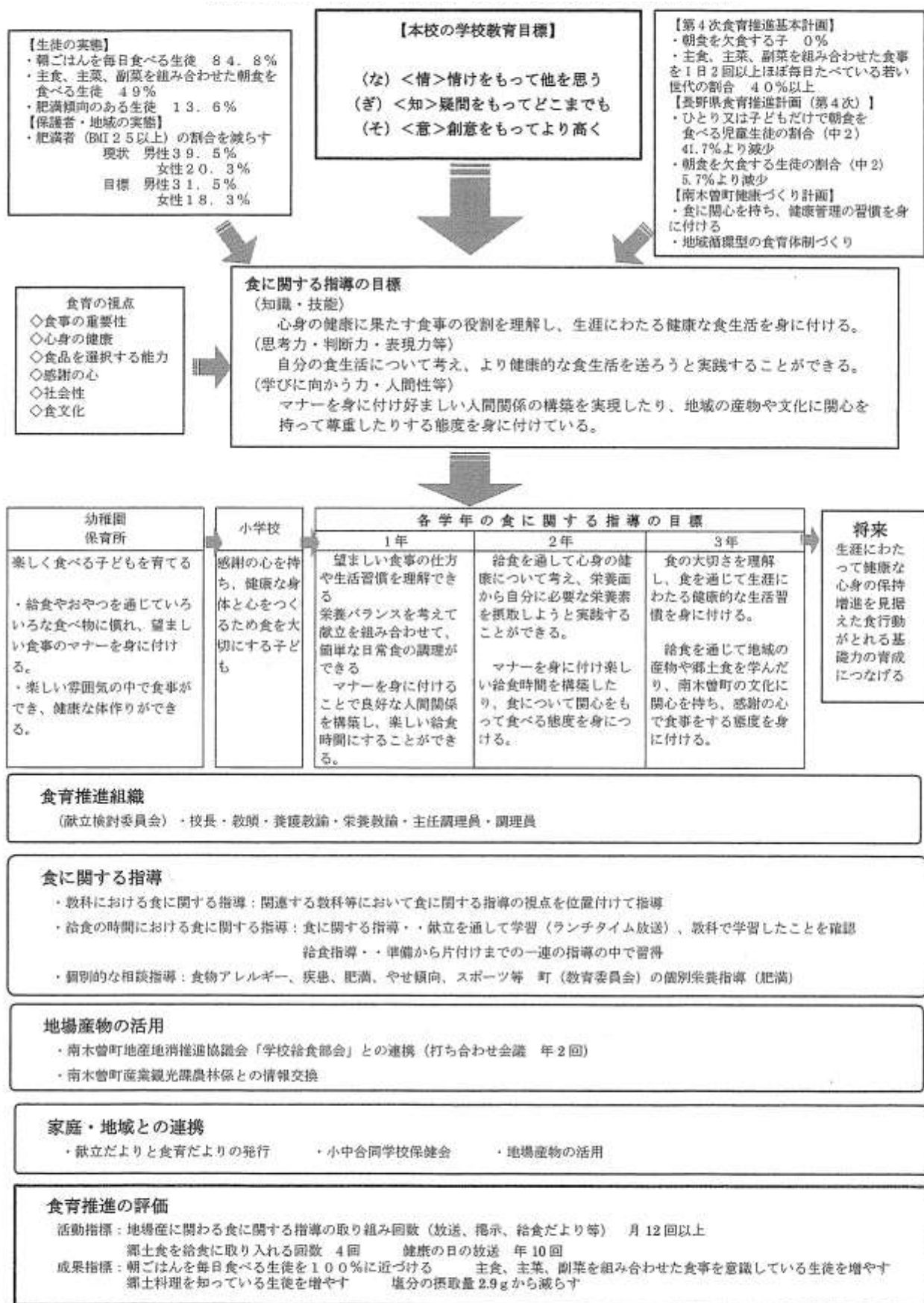
町や、町内の特定給食施設では、それぞれに食育や給食に関する計画を立てて事業を実施しています。本計画より情報を共有し、共に取り組みを深めていきたいと考えます。

図1：令和5年度 南木曾町認定こども園 年間食育計画

＜年間の食育目標＞		1. 食を営む力の基礎を育む						2. 食べ物への感謝の心を育む				
＜保育教育活動のテーマ＞		1. 食事マナー、食習慣の形成、食べ物と体のかかわり						2. 畑の栽培、給食室・地域とのかかわり				
期別	1期		2期			3期			4期			
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
園の行事・季節食	歓迎会(お弁当給食)	障園訓練(備蓄食)	端午の節句(朴葉巻き)	七夕(そうめん)		十五夜(お団子)		和食の日(だし)	クリスマス会	鏡開き(おしるこ)	節分(いわし)	ひな祭り(からすみ)
	食育の日(毎月19日に食育メニュー) お誕生会		(朴葉寿司)			お彼岸(おはぎ)		収穫(五平餅)	冬至(かぼちゃ)	小正月(まゆ玉)		お別れ会 年長リクエスト給食
食に関わる活動	畑の野菜 植え付け・収穫・給食への利用											
		お茶摘み	朴葉巻き					焼き芋			蘭玉作り	
栄養士	・食べる時のマナー		・噛むことの大切さ ・はしと茶碗の持ち方			・3つの色の食べもの ・だしのはなし (給食ができるまで)			・3つの色の食べもの ・生活リズム(睡眠・食事・あそび)			
献立・調理での配慮	・おやつを含め、給食は手作りを基本とする。 ・素材を生かした味付けを心掛ける。 ・旬の食材を取り入れる。						・季節や行事に合わせた献立を提供する。 ・粗しやくを促す食材や料理を取りいれたり、調理形態を工夫する。 ・園長、調理員、栄養士で給食検討会議を毎月実施し、献立の検討を行う。			・食中毒の予防に努める。 ・食物アレルギー調査を行い、配慮が必要な園児へ安全な給食提供を行う。		
	・環境が変化した子どもの気持ちや嗜好を考慮し、子どもの嗜好に合わせた味付け、献立、盛り付けを心掛ける。 ・野菜等は食べやすい大きさに切る。			・暑さで食欲が落ちるので、食べやすい料理やおやつを取り入れる。 ・夏バテ予防に配慮した献立を取り入れる。 ・収穫物を衛生的に取り扱う。			・園児の活動量等をふまえながら喫食量を調節していく。 ・収穫物を衛生的に取り扱う。 ・噛むことを意識できるよう切り方を工夫する。			・園児の活動量等をふまえながら喫食量を調節していく。 ・卒園児の希望メニューの実施。 ・温かい食事の提供をする。		
地域・家庭との連携	【家庭】給食だより『おいしいよ』を毎月発行し、献立内容、栄養量を家庭へ伝える。・おたよりで食についての情報を提供する(マナー、望ましい食生活、給食レシピ等)。・参観日(給食試食)を実施し、食への相互理解をはかる。 【地域】朴葉巻き作り ・お茶摘み											
各年齢 年間のねらい	0歳児	・和やかな雰囲気の中で、食べることの喜びや楽しさを感じられるようにする。 保育園(集団)給食に慣れる。 いろいろな食材に触れ、楽しく食べられる。 自分で食べることを楽しめる 食材に関心を向けながら食べることができる										
	1歳児	・楽しく食べながら、食事のマナーを少しずつ知っていく。自分で食べようとする気持ちを大切に 保育園(集団)給食に慣れる。 いろいろな食材に触れ、楽しく食べられる。 食材に関心を向けながら食べることができる。 友達と一緒に食事をするを楽しむ。										
	2歳児	・いろいろな食材に触れて、興味や関心を引き出す。楽しく食べながら、食事のマナーを少しずつ身に付けていく。 保育園(集団)給食に慣れる。 いろいろな食材に触れ、楽しく食べられる。 友達と一緒に食事することを楽しむ 食事の基本的な習慣を知る										
	3歳児	・上の年齢の子や保育士と関わりながら、食事のマナーを身に付ける。友達や保育士と一緒に食事することを楽しむ。園土食や行事食を通して、地域や伝統行事に親しむ。 保育園(集団)給食に慣れる。 いろいろな食材に触れ、楽しく食べられる。 食べることに関心をもちながら、いろいろな物を進んで食べる。 食事の基本的な習慣を知り、友達と一緒に楽しく食べる。										
	4歳児	・正しいマナーを身に付け、楽しく食事をする。園(野菜)の栽培を通して、食べ物の大切さを実感する。様々な料理や食材に関心をもち。 新しい環境に慣れていきながら、友達や先生と楽しく食べられる。 いろいろなものを食べる楽しさを味わいながら、食べ方のマナーを知る。 望ましい食事の仕方を意識して身につける。 友達と楽しく食べながら、食べ物と体の関心を持つ。										
5歳児	・自分で食事の環境を整え、正しいマナーで食べることを楽しむ。健康と食べ物について関心を持つ。給食室、地域とのかかわりの中で、料理や料理を作ってくれる人に関心を持つ。 新しい環境に慣れていきながら友達や先生と楽しく食べられる。 食事での望ましい習慣や態度を身につける。 食べ方のマナーを知り、自分で気を配りながら食べる。 健康な生活に必要な望ましい食習慣を身につける。											

引用：教育委員会

図2：南木曾中学校 令和5年度 食に関する指導の全体計画（抜粋）



食育推進組織

(献立検討委員会)・校長・教頭・養護教諭・栄養教諭・主任調理員・調理員

食に関する指導

- ・教科における食に関する指導：関連する教科等において食に関する指導の視点を位置付けて指導
- ・給食の時間における食に関する指導：食に関する指導・献立を通して学習（ランチタイム放送）、教科で学習したことを確認
- 給食指導・準備から片付けまでの一連の指導の中で習得
- ・個別的な相談指導：食物アレルギー、疾患、肥満、やせ傾向、スポーツ等 町（教育委員会）の個別栄養指導（肥満）

地場産物の活用

- ・南木曾町地産地消推進協議会「学校給食部会」との連携（打ち合わせ会議 年2回）
- ・南木曾町産業観光課農林保との情報交換

家庭・地域との連携

- ・献立だよりと食育だよりの発行
- ・小中合同学校保健会
- ・地場産物の活用

食育推進の評価

活動指標：地場産に関わる食に関する指導の取り組み回数（放送、掲示、給食だより等） 月12回以上

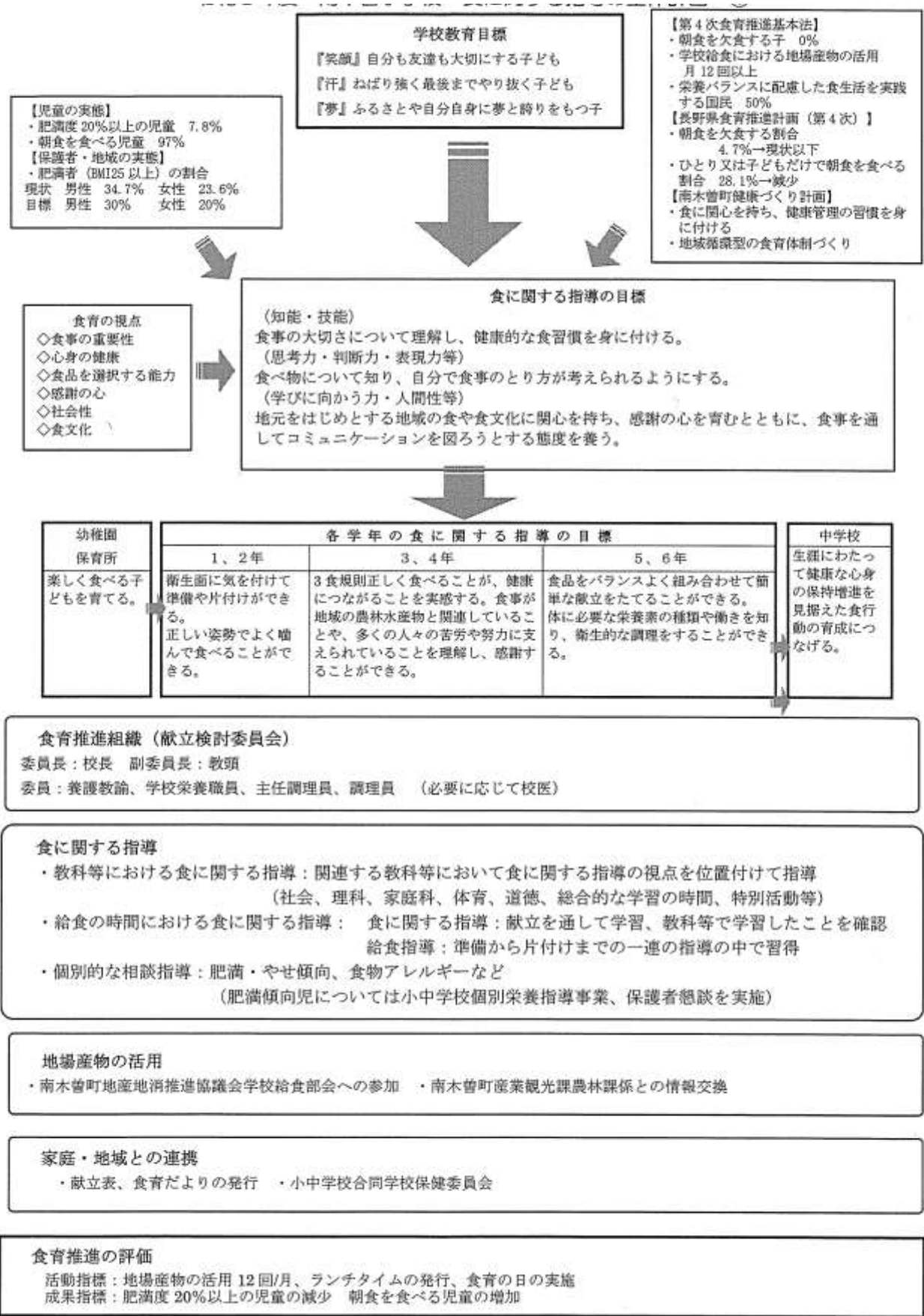
郷土食を給食に取り入れる回数 4回 健康の日の放送 年10回

成果指標：朝ごはんを毎日食べる生徒を100%に近づける 主食、主菜、副菜を組み合わせた食事を意識している生徒を増やす

郷土料理を知っている生徒を増やす 塩分の摂取量2.9gから減らす

引用：図1と同じ

図3：南木曽小学校 令和5年度 食に関する指導の全体計画（抜粋）



引用：図1と同じ

表 1：町内の特定給食施設の状況

	なぎそこども園	南木曾小学校	南木曾中学校	あすなる荘
食育計画等	食育計画	食に関する指導	食に関する指導	食に関する指導
非常災害時のマニュアル整備	有	有	有	有
非常用食品等の備蓄	施設内 130人分×2食 食料、水	施設内 200人分×2食 食料	施設内 150人分×1食 食料	施設内 60人分×3食×3日 食料、水
非常用献立表	無	無	無	有
給食で力を入れていること	市販品、加工品を極力使用しない「手作り給食」を実施。地場産食材（柿、味噌、地元産米等）や、園で栽培した野菜を給食に使用。安全・安心な食材の選択（国産食材、無添加調味料）。	地場産物の使用（米、味噌、野菜など）。毎月19日の食育の日（年10回）に、地域の伝統食や他県の郷土料理を給食に出して紹介している。	役場農林係、地産地消推進協議会給食部会、小中学校栄養士で会議を設け、給食での地場産物の活用を推進している。	利用者様一人一人の身体状況に応じた食事提供

引用：南木曾町 R5年度 独自調査

特定給食施設では、通常の給食の運営と同様に非常時も計画的に備えることが大切です。しかし、近年は災害やトラブルの種類も多様化しており、その都度求められる対応が変わることが多くありますので、本計画を元に、少しでも利用者や関係者のためになる備蓄が充実できるよう情報共有を図りたいと思います。

2.食の循環と地域の食を意識した食育

長野県では、平成22年度から食品ロス（※2）の削減を目指し、飲食店や宿泊事業者の協力により「食べ残しを減らそう県民運動」を実施しました。平成28年度からは「食べ残しを減らそう県民運動 ～e-プロジェクト～」に名称を変更し、身近なスーパーマーケット等の食品販売関連事業者の協力も得ながらさらなる食品ロスの削減を目指し、随時登録店を募集しています。

南木曾町では、取組を実施していただける店舗が1店登録されています。<※2 まだ食べられるのに捨てられてしまっている食品。(参考：消費者庁ホームページ)>

表 2：食べ物を残すことをもったいないことだと思う南木曾町の児童・生徒の割合（％）

	R1	R4
小学校5年	-	84.6
中学校2年	95.5	77.8
計	-	81.1

引用：児童・生徒の食に関する実態調査

児童・生徒の食生活等に関する実態を把握し、課題を明らかにするとともに、学校における食育推進の基礎資料とするため、長野県教育委員会、長野県学校保健会栄養教諭・学校栄養職員部会が実施主体となり、3年毎に“児童・生徒の食に関する実態調査”を、完全給食を実施している県内の公立小学校5年生及び中学2年生を対象に実施しています。

対象となる南木曾町の児童・生徒の数は少ないですが、全県で3万人弱の児童・生徒の回答数があり、傾向と対策を具体化するためにも取組の継続が必須です。

表 3：学校給食食材 提供運搬補助実績

	小学校			中学校		
	延回数	補助額	売上金額	延回数	補助額	売上金額
R4	168	43,580	307,109	253	50,240	449,096
R3	140	41,840	248,734	269	69,465	337,741
R2	115	29,790	257,264	180	47,265	211,330
R1	115	33,510	255,706	223	54,090	232,407

引用：成果報告

役場農林係では、地元消費拡大を目的に、生産、販売、商工、観光、学校関係者で「地産地消推進協議会」を組織して、学校給食部会と軽トラ市場部会を行い、学校給食部会では、学校給食の食材提供者への運搬費補助を実施しています。

表4：学校給食における県内産の食材数の割合（％）

	R2	R3	R4
穀類	67.7	69.1	68.5
いも類等	30.4	22.0	22.6
豆類	66.2	63.0	64.5
野菜類	46.3	44.0	42.6
果実類	50.3	35.0	34.8
きのこ類	83.2	82.8	80.3
魚介類	8.0	5.5	4.4
肉類	53.4	48.2	44.6
卵類	58.0	58.6	57.6
その他	19.1	16.2	15.5
計	49.6	47.0	45.7

引用：学校給食県産農産物利用状況調査

*R2.6月調査は、新型コロナウイルス感染症拡大防止による休校措置等のため未実施

「学校給食県産農産物利用状況調査」では、学校給食における県内産及び市町村産食材の利用状況を把握することにより、地域食材の供給体制構築への取組の成果を検証しています。

3.若い世代への食育

表5：ひとり又は子どもだけで朝食を食べる児童・生徒の割合（％）

R4年	南木曾町	長野県
小学校5年	23.1	28.1
中学校2年	44.4	41.7

引用：児童・生徒の食に関する実態調査

南木曾町には、こども園、小学校、中学校と、食育に取り組める環境があり、食べ物に感謝する心、朝食の大切さ、家族や友達と共に食べる楽しさなど、関係機関が連携して子どもたちに働きかけています。未成年のうち、保護者・家族や関係者の働きかけによって朝食の欠食が減り、さらに食事バランスを向上させることができます。朝食に限らず、保護者・家族や関係者の働きかけを継続し、子どもたちが“健康に過ごすために、毎日3食食べる”の習慣化を目指します。

4.自らの健康管理を行う食育

(1) 子どもの頃から適正体重を維持している町民の割合増加

表6：適正体重を維持している児童・生徒の割合（4月計測値）

	R4	R3	R2	R1
小学校	86.7	89.9	90.5	92.9
中学校	90.0	89.3	94.8	89.7

引用：令和5年度 学校保健委員会 資料

表7：児童・生徒の肥満度測定

計算式= [実測体重 (kg) - 身長別標準体重 (kg)] / 身長別標準体重 (kg) × 100 (%)

肥満度	判定
-30%以下	高度やせ
-20~30%	軽度やせ
-20~20%	適正
20~30%	軽度肥満
30~50%	中等度肥満
50%以上	高度肥満

引用：学校保健統計調査方式

小中学校では年に3回（4月、9月、1月）、身長と体重を計測しています。学校保健統計調査方式（性別・年齢別・身長別標準体重）による肥満度判定方法を用いて判定し、結果を本人や家庭へ伝えていきます。

「やせ」については肥満度-20%以下、「肥満」については20%以上を評価対象としており、-20~20%の「適正」範囲内にいる児童・生徒の割合を増やしたいと考えています。

表8：小中学生 個別栄養指導事業 実施割合 (%)

		R4年	R3年	R2年	R元年
計	対象者数 (人)	25	26	27	17
小学校	実施者数 (人)	3	3	3	5
中学校		1	0	1	3
計	実施割合 (%)	16.0	11.5	14.8	47.1

引用：学校保健委員会 配布資料

平成 30 年度から南木曾町教育委員会が実施している“小中学生 個別栄養指導事業”では、小中学校での身体計測値や小児生活習慣病予防健診の結果をもとに、対象者を校医に選定していただいています。「肥満度が 20%以上ある」などで「栄養指導が適している」子どもへ、自分の健康状態を知り、健康に過ごすための生活習慣を身に付け、将来の生活習慣病の発症予防となることを目的に、健康ライフサポート合同会社の管理栄養士が、本人に 1 時間の個別栄養指導を実施します。

栄養指導には、他に保護者、養護教諭、教育委員会管理栄養士（小学校管理栄養士）または役場保健師が同席し、成長期の特徴や個人の生活リズムに沿った「食べ方」や「動くタイミング」について話し合い、本人が継続していけるよう情報の共有を行います。

表 9：町民健診から見える BMI の割合（％）

	BMI	R1	R2	R3	R4
さわやか 20～39 歳	やせ	13.7	19.0	21.4	17.4
	適正	68.6	53.4	57.2	67.4
	肥満	17.7	27.6	21.4	15.2
国保特定 40～74 歳	やせ	7.6	5.5	5.3	6.3
	適正	64.2	65.4	64.4	62.7
	肥満	28.2	29.1	30.3	31.0
いきいき 75 歳以上	やせ	8.6	14.5	8.6	12.9
	適正	73.3	64.5	71.1	71.6
	肥満	18.1	21.0	20.3	15.5

引用：特定健診等データ管理システム FKCA167 等

*やせ：BMI18.5 未満、適正：BMI18.5～24.9、肥満：BMI25 以上

各年代で町民健診の結果が適正体重の方の割合は、横ばい（微減）で推移しています。肥満ややせの方はどの年代にも一定数見られますが、極度のやせや極度の肥満の方も見られます。特に BMI の最高値は年々上昇しており、生活様式・食生活の多様化が伺えます。

南木曾町 食育推進計画 指標・目標 一覧

分野	No.	指標	現状 (R4)	目標 (R11)
1. 計画的	27	食育に関する計画を策定している割合 (こども園、小学校、中学校、町)	100%	維持
	28	利用者に応じた食事の計画、災害に備えて 備蓄をしている特定給食施設数の割合	100%	維持
2. 地域循環	29	「食べ残しを減らそう県民運動 ～e-プロジェクト～」協力店登録数	1店	2店
	30	食べ物を残すことをもったいないことだ と思う児童・生徒の割合 小学5年生 中学2年生	84.6% 77.8%	増加
3. 若い世代	31	ひとり又は子どもだけで朝食を食べる児 童・生徒の割合 小学5年生 中学2年生	23.1% 44.4%	減少
4. 自らの健康管理	32	子どもの頃から適正体重を維持している 割合 小学校 中学校	86.7% 90.0%	増加
	33	小中学校個別栄養指導事業の実施者割合	16.0%	増加
	34	町民健診における適正体重の方の割合 さわやか 20～39歳 特定 40～74歳国保 いきいき 75歳以上等後期高齢	67.4% 62.7% 71.6%	増加
	35	特定保健指導終了率 (第2章 南木曾町 健康増進計画と同じ)	85.2%	増加
	36	血圧の平均値 (同上) 収縮期血圧 拡張期血圧	126.2mmHg 74.0mmHg	低下
	37	メタボリックシンドロームの該当者及び 予備群の割合 (同上)	37.6%	減少
	38	HbA1c8.0%以上の方の割合 (同上)	1.5%	減少
	39	何でもよく噛んで食べられる方の割合(同 上)	82.8%	増加

第5章 南木曾町 自殺対策計画

平成 28 年、自殺対策基本法の改正により、全ての都道府県、市区町村で地域自殺対策計画を策定することになりました。

平成 29 年には、国の指針である自殺総合対策大綱が改定され、南木曾町においては、これらの情勢を踏まえ、令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間を計画期間とする「南木曾町自殺対策計画～誰も自殺に追い込まれることのない南木曾町をめざして～」を策定しました。

令和 4 年には、新たな自殺総合対策大綱が閣議決定され、総合的な対策の推進、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた支援、自殺者及び自殺未遂者、その親族等への名誉及び生活の平穏等への配慮といった施策を基本に、子ども・若者、女性、勤務問題等への対応を引き続き重点的に取り組む施策として位置付けています。

本計画は、自殺総合対策大綱及び南木曾町の自殺の現状を踏まえた施策を示したものであり、南木曾町の次期総合計画を具体化するための行動計画です。

1. 南木曾町における自殺の状況

(1) 全国、県、2 次医療圏の年次推移

① 自殺死亡率の年次推移

自殺死亡率は人口 10 万人に対する数値で、人口が 10 万人以下では少数の自殺者数の増減であっても、自殺死亡率が大きく変動する傾向があります。



引用：地域自殺実態プロファイル 2023 (JSCP2023)

全国や長野県では微増していますが、木曽圏域は年によって増減があります。

南木曽町のデータは人数が少ないため比較できませんが5年間（H30年～R4年）の平均自殺死亡率は19.6となっています。

② 性・年代別の平均自殺死亡率（10万対）



引用：図1と同じ

性別の割合は、木曽医療圏、長野県、全国いずれも男性が7割、女性が3割です。図2のとおり、5年間の自殺死亡率が平均して高い年代は、木曽医療圏では、男性の20歳代が特に多く、次いで30歳代、80歳以上です。女性は20歳代が一番多く、次いで30歳代、80歳以上となっています。

③ 対策が優先されるべき対象群の把握

表1：地域の主な自殺者の特徴（特別集計＜自殺日・居住地＞）

自殺者の特性 上位5区分					割合 (%)	自殺死亡率	背景にある主な自殺の危機経路
1位	男性	20～39歳	有職	同居	25.0	112.2	職場の人間関係/仕事の悩み（ブラック企業）→パワハラ+過労→うつ状態
2位	男性	60歳以上	無職	同居	17.9	42.1	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患
3位	男性	40～59歳	無職	同居	7.1	257.4	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態
4位	男性	60歳以上	無職	独居	7.1	85.6	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観
5位	女性	20～39歳	有職	同居	7.1	43.4	離婚の悩み→非正規雇用→生活苦+子育ての悩み→うつ状態

引用：図1と同じ

木曽医療圏を住居地とする自殺者の特徴について、5年間（H30年～R4年）の平均を表1のとおりまとめました。（資料は警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）にて特別集計しました。「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したものです。代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではありません。）

④ これまでの取組と評価

南木曽町の前計画の進捗状況、評価について別紙①～④にまとめました。

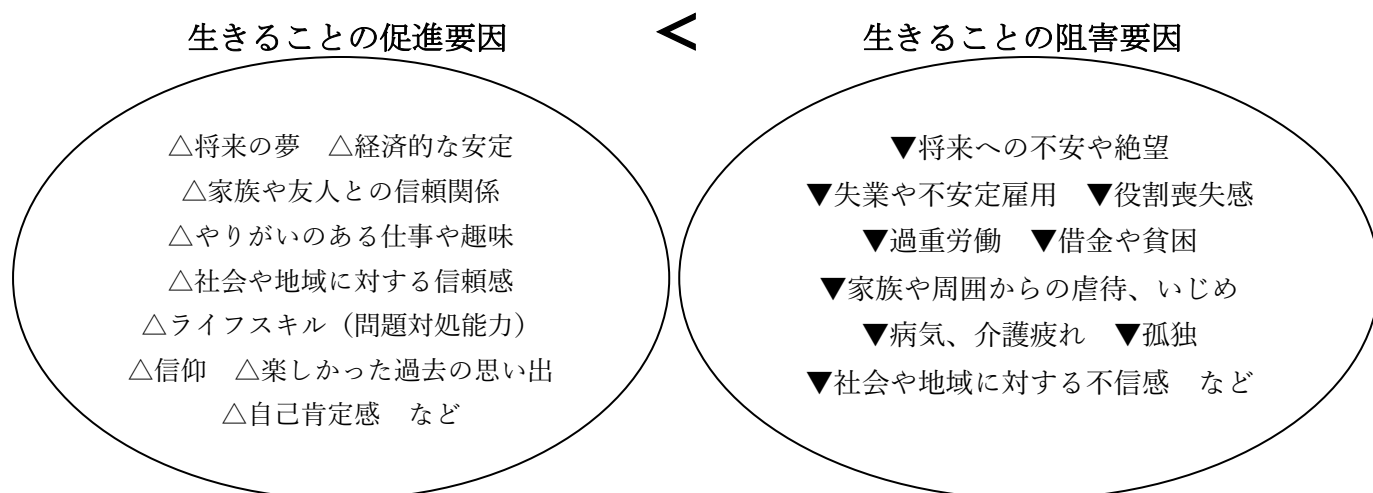
新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、数年にわたって事業の大幅な縮小や中止がありました。

2. いのちを支える自殺対策における取組

(1) 基本方針

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができたかもしれない社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を“生きることの包括的な支援”として社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開していきます。

図3：自殺のリスクが高まるとき



作成：NPO法人ライフリンク

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク）」が上回ったときに自殺リスクが高まるとき

れています。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺のリスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標である SDGs の理念と共通するものでもあることから、自殺対策は SDGs の達成に向けた施策としての意義も持ち合わせます。

図 4：SDGs 関連指標



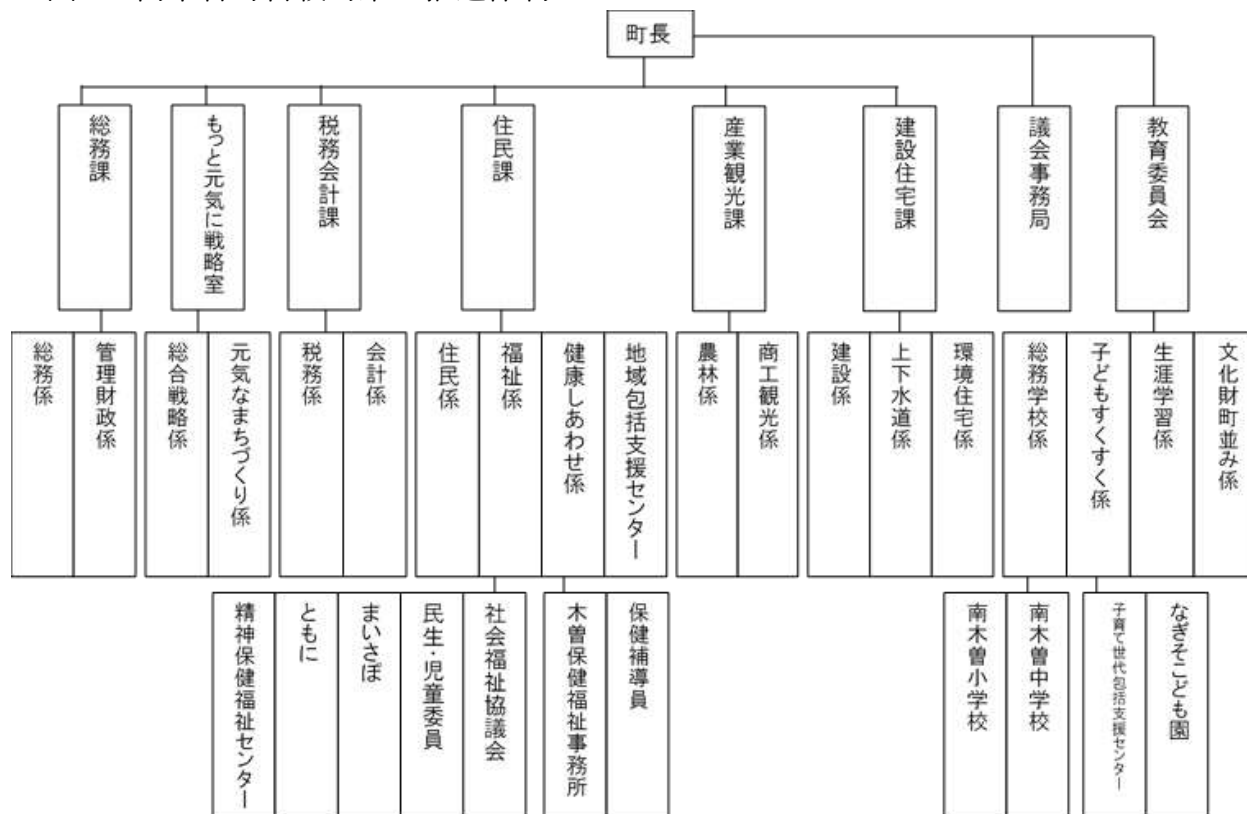
引用：第4次長野県自殺対策推進計画

(2) 自殺対策の推進体制

自殺対策計画を策定・見直すことは、あらゆる分野の事業に自殺対策（生きることの包括的な支援）の視点を反映させつつ、地域づくりを進めていく目的があります。

南木曾町では、南木曾町長が責任を持つトップとなって、『自殺は「個人の問題」として片付けるのではなく、「社会の問題」として住民の皆さん一人一人が支え合い、生きることへの希望を見失わないような社会となるよう取り組む。』としています。そのため、図5の体制で計画を策定し、事務局（担当）は、住民課 健康しあわせ係が行います。様々な行政領域にまたがる施策を、整合性を持って効果的に推進したいと考えます。

図5：南木曾町自殺対策の推進体制



(3) 基本施策

自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な施策と、潜在的な自殺ハイリスク層も対象とした以下の施策に取り組みます。

① 地域・役場組織内におけるネットワークの強化

町民の暮らしに最も身近な役場や関係部局、企業等の地域の民間団体が、南木曾町の特性に応じた自殺対策を推進できるよう、長野県精神保健福祉センターや木曾保健福祉事務所からの支援を受けて南木曾町自殺対策計画を策定し、自殺対策に資する事業を実施します。

No.	実施事業	担当係
1	南木曾町自殺対策連携会議の開催	健康しあわせ係
2	木曾郡自殺対策連絡会の参加	健康しあわせ係、木曾保健福祉事務所
3	各種団体との連携強化（民生児童委員、主任児童委員、保健補導員）	福祉係・民生児童委員、健康しあわせ係・保健補導員会
4		
5	計画策定に基づく事業実施（地域防災計画、総合計画）	地域防災計画・総務係、総合計画・総合戦略係

*No.は、別紙⑤～⑧のNo.と揃えています。

② 自殺対策を支える人材の育成

身近な人が異変に気づき、見守ることが自殺対策には重要です。このため自殺のサインに気づき、話を聴き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の役割を担う人々を様々な分野において幅広く養成できるよう研修等を実施します。

No.	実施事業	担当係
6	ゲートキーパー研修（保健補導員、民生児童委員、役場職員）	健康しあわせ係
7	認知症サポーター養成講座	地域包括支援センター、社協
8	各種研修会へ役場職員の参加	健康しあわせ係

③ 自殺対策に関する情報提供・理解促進

自殺のリスクを抱えた人を適切な支援につなげるためには、町民に対する普及啓発や相談支援機関の情報提供が継続して必要となります。毎年9月10～16日までの自殺予防週間及び3月の自殺対策強化月間等における集中的な啓発活動の実施、10月10日の世界メンタルヘルスデーでの広報活動を通じて、精神疾患への正しい理解やメンタルヘルスに関する普及啓発を図るなど、自殺に対する誤った認識や偏見の払拭に努めます。

また、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに助けを求めていいという理解の促進や、悩みを抱えている人の存在に気づき、話を聴き、必要に応じて専門家につないで、見守るという役割（ゲートキーパー）について、町民一人ひとりが理解し、それを実践できるように、普及啓発を展開します。

No.	実施事業	担当係
9	「生きる支援」に関する相談先情報を掲載したハンカチ型・御守り型リーフレットや、ゲートキーパーの周知などの読みやすいパンフレットの配布	健康しあわせ係
10	広報誌を活用した啓発活動・ポスターの掲示	健康しあわせ係・総合戦略係・生涯学習係

④ 生きることの包括的支援

「生きることの阻害要因」を減らすだけでなく、「生きることの促進要因」を増やす、「生きることの包括的支援」を実施することで、自殺リスクの低下を目指します。

No.	相談事業	担当係
11	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制	子育て包括支援センター
12	2か月児相談	健康しあわせ係
13、15	おやこのひろば、こども園保護者相談	子どもすくすく係
14	すくすく相談（子育て家庭総合支援機能）	子育て包括支援センター
16	教育相談	総務学校係
17	まいさぼ木曾との連携（食料支援、就労支援等）	まいさぼ木曾・社協・福祉係
18	無料弁護士相談	社協・健康しあわせ係
19	高齢者と家族の悩みごとや介護保険等に関する介護相談	地域包括支援センター
20	障がいを持つ方の相談支援事業	障がい者総合支援センター ともに、福祉係
21、22	日常生活自立支援事業の活用（認知症・障がいによりより金銭管理が難しい方の支援、相談）、心配ごと相談（認知症、結婚、人権、行政、司法）	社協、福祉係
23	納税相談、滞納処分、徴収職員の資質向上研修参加	税務会計課

No.	その他事業	担当係
24～26	母子手帳交付、新生児訪問、乳幼児健診	健康しあわせ係
27、28	子ども園園児へ命の大切さの学習、青少年健全育成事業	子どもすくすく係
29	思春期託児体験事業	健康しあわせ係・中学校・総務学校係
30	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	健康しあわせ係・教育委員会・中学校
31	高齢者の生きがいづくり活動への支援	地域包括支援センター、社協
32～34	中小企業資金融資、消費生活情報の提供、観光施設整備事業	商工観光係
35	町営住宅管理事業（管理・建設・家賃徴収）	環境住宅係
36	空き家活用事業（空き家バンク登録事務）	元気なまちづくり係
37	上下水道料金徴収業務	上下水道係
38	役場職員への各種支援（健康管理、キャリア形成、人事評価、互助会等）	総務係

3. 今後の自殺対策推進について

これまでの取り組みと評価は前述のとおりです。今後も南木曾町自殺対策連携会議において、別紙⑤～⑧の進捗確認シートを用いて確認・推進していきます。

4. 計画の数値目標

国は自殺総合対策大綱において、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指しています。また、「令和8年(2026年)までに自殺死亡数を平成27年(2015年)と比べて30%以上減少させる」としており、自殺死亡数を13.0以下にすることを目標としています。

国の目標値を踏まえ、南木曾町では令和6年～令和10年の5年間の平均自殺死亡数を、平成30年～令和4年の19.6と比べて30%減少の13.7以下とすることを目標とします。

別紙①			R元				R2				R3				R4				R5					
計画における項目	実施内容	担当課	実施状況	実施状況に関する担当課の評価	達成率(%)	今後の実施計画	実施状況	実施状況に関する担当課の評価	達成率(%)	今後の実施計画	実施状況	実施状況に関する担当課の評価	達成率(%)	今後の実施計画	実施状況	実施状況に関する担当課の評価	達成率(%)	今後の実施計画	実施状況	実施状況に関する担当課の評価	達成率(%)			
重点施策1 の地域化・ 域内における	1	南木曾町自殺対策協議会の開催(庁内会議)	住民課	年1回	庁内係長事務連絡会にて、各係の自殺対策の棚卸しについて話し合う事ができた	50%	実施を継続	年1回	庁内係長事務連絡会にて、各係の自殺対策の棚卸しについて話し合う事ができた	50%	実施を継続	年1回	庁内係長事務連絡会にて、各係の自殺対策の棚卸しについて話し合う事ができた	50%	実施を継続	実施なし	新型コロナウイルス感染症拡大により実施できなかった	0%	実施を継続	年1回	庁内係長事務連絡会にて、各係の自殺対策の棚卸しについて話し合う事ができた	50%		
	2	木曾郡自殺対策連絡会の開催	住民課	1回参加(3月)	郡内各機関の自殺対策について意見交換する事ができた	100%	実施を継続	1回参加(3月)	新型コロナウイルス感染症拡大のため延期して行い、連絡会に参加した	80%	実施を継続	開催なし	開催なし	0%	参加を継続	1回参加(3月)	各町村の取組について共有できた	100%	参加を継続	年1回・予定				
	3	各種団体との連携強化	住民課	民生委員会、保健指導員会との連携	民生委員会での情報提供、補導員配付時の声掛け	80%	新型コロナウイルス感染症対策を行いつながら、できる範囲で実施	民生委員会での情報提供、補導員配付時の声掛け	80%	新型コロナウイルス感染症対策を行いつながら、できる範囲で実施	80%	新型コロナウイルス感染症対策を行いつながら、できる範囲で実施	民生委員会での情報提供、補導員配付時の声掛け	80%	新型コロナウイルス感染症対策を行いつながら、できる範囲で実施	民生委員会での情報提供、補導員配付時の声掛け	民生委員会、補導員さんから高齢者、気になる方等情報提供いただいた	80%	民生委員会での情報提供、補導員配付時の声掛け	民生委員会、補導員さんから高齢者、気になる方等情報提供いただいた	80%			
	4	役場職員に対する学習会	住民課	未実施	職員を対象に実施することができなかった	0%	実施を継続	職員を対象に3回開催し83名受講	南木曾町の自殺者は増加したことから、職員を対象にゲートキーパー研修を開催した。今後も定期的に開催したい。	100%	実施を継続	研修会開催なし	研修会開催なし	0%	開催方法を検討し、実施を継続	研修会開催なし	日程等の都合が合わず開催できなかった	0%	実施を継続	予定なし				
	5	関係団体向けゲートキーパー研修	住民課	1回開催 24名受講	保健指導員研修会にて開催する事ができた	100%	新型コロナウイルス感染症の状況をみて実施を継続	民生児童委員会にて1回開催19名受講	身近な存在である民生児童委員に受講してもらい、声かけや話を聞くことで、必要な支援へと繋げていくよう定期的にこのよう	100%	新型コロナウイルス感染症の状況をみて実施を継続	保健指導員会にて1回実施	保健指導員研修会に合わせてゲートキーパー研修を行った	80%	保健指導員会総会時にゲートキーパー研修を行う	保健指導員会にて1回実施	保健指導員研修会に合わせてゲートキーパー研修を行った	100%	実施を継続	予定なし				
	6	各種研修会への参加	住民課	1回2名参加(11月)	上松町で開催された人権講演会(ライオンクラブが代表の講演)へ参加	100%	実施を継続	コロナ禍で研修会に参加できなかった	Web研修会等あったが、他の会議と重なり参加できなかったが、今後は参加していきたい	0%	実施を継続	WEB研修を3回受講	新型コロナウイルス感染症の影響で、ほとんどの研修がオンラインとなったが、興味のある研修に参加することができた	80%	Web研修を受講していきたい	WEB研修を1回受講	都合がつかず欠席する回もあった	50%	参加を継続	WEB研修を1回参加				
重点施策2 自殺対策を支える人材の育成	7	リーフレット・啓発グッズの配布	住民課	2回配付	駅や公園トイレ、役場ロビー等にリーフレットを設置	80%	実施を継続	2回配付	駅や公園トイレ、役場ロビー等にリーフレットを設置	80%	実施を継続	9月の自殺予防週間に「コロナつにならなために」を全戸に配布	80%	読みやすいパンフレット等を9月の自殺予防週間に合わせて配布	パンフレット「生きづらさを抱えていますか」を全戸配布した	80%	読みやすいパンフレット等を9月の自殺予防週間に合わせて配布	パンフレットを全戸配布した	ゲートキーパーのパンフレットを全戸配布し、共助の視点を伝えられた	80%				
	8	広報誌等を活用した啓発活動	住民課	3月自殺対策強化月間の活用	広報誌1ページスペースを確保して掲載することができた	100%	実施を継続	3月自殺対策強化月間にあわせて、特集記事を掲載。自殺対策計画、相談機関一覧等を掲載する事ができた。	100%	広報誌1ページスペースを確保して掲載することができた	100%	実施を継続	3月自殺対策強化月間にあわせて、相談機関一覧等を掲載	100%	掲載を継続	3月自殺対策強化月間にあわせて、相談機関一覧等を掲載	100%	掲載を継続	掲載予定					
	9	妊娠から子育て期までの切れ目のない支援体制	住民課・教育委員会	各種健診や面談等の実施に合わせて子育てや育児に対する悩みや相談に応じている。	機会をとらえて相談に応じ、子育てや育児に対する悩みや相談に応じられている	100%	これまでの実施状況を踏まえ、子育てや育児に対する悩みや相談に応じられている	各種健診や面談等の実施に合わせて子育てや育児に対する悩みや相談に応じられている	100%	機会をとらえて相談に応じ、子育てや育児に対する悩みや相談に応じられている	100%	各種健診や面談等の実施に合わせて子育てや育児に対する悩みや相談に応じられている	各種健診や面談等の実施に合わせて子育てや育児に対する悩みや相談に応じられている	100%	機会をとらえて相談に応じ、子育てや育児に対する悩みや相談に応じられている	各種健診や面談等の実施に合わせて子育てや育児に対する悩みや相談に応じられている	機会をとらえて相談に応じ、子育てや育児に対する悩みや相談に応じられている	100%	実施を継続					
	10	思春期託児体験事業	中学校・教育委員会・住民課	事前学習1回、託児体験1回	中学校2年生を対象に、命の誕生について助産師の講話と、乳幼児とふれあい体験を行い、生命の尊さ学ぶことができた	100%	実施を継続	事前学習1回	中学校2年生を対象に、命の誕生について助産師の講話と、乳幼児とふれあい体験を行い、生命の尊さ学ぶことができた	100%	実施を継続	新型コロナウイルス感染症拡大のため開催できなかった	新型コロナウイルス感染症拡大により開催することができず、命の誕生、生命の尊さについて学ぶ機会がなかった	0%	新型コロナウイルス感染症拡大により、内容や開催方法を検討し、中学校2年生を対象に、命の誕生について助産師の講話と、乳幼児とふれあい体験を行い、生命の尊さについて開催したい。	事前学習1回	新型コロナウイルス感染症拡大により、内容や開催方法を検討し、中学校2年生を対象に、命の誕生について助産師の講話と、乳幼児とふれあい体験を行い、生命の尊さについて開催したい。	50%	実施を継続	事前学習1回、ふれあい体験1回、予定				
重点施策3 住民への 重点施策4 生きることの促進要因への支援	11	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	中学校・教育委員会・住民課	1回開催(7月)	困難やストレスに直面した生徒が、信頼できる大人に助けの声を求められる事を目標に、スクールカウンセラーを講師に迎え、中学3年生を対象に実施	100%	6月に実施	1回開催(6月)	困難やストレスに直面した生徒が、信頼できる大人に助けの声を求められる事を目標に、スクールカウンセラーを講師に迎え、中学3年生を対象に実施	100%	6月に実施	1回開催(7月)	困難やストレスに直面した生徒が、信頼できる大人に助けの声を求められる事を目標に、スクールカウンセラーを講師に迎え、中学3年生を対象に実施	100%	6月に実施	生徒がSOSを出せる事、SOSを出している友達を大人につなげる事を目的に中学2年生・3年生を対象に実施	100%	6月に実施	1回開催(6月)	スクールカウンセラーを講師に迎え、中学2年生を対象に実施できた	100%			
	12	まいさぼ木曾との連携	住民課・社会福祉協議会・まいさぼ木曾	令和元年度は4名の相談、対応をお願いした。食糧支援2回実施。相談内容は就労支援、ひきこもり相談、ローン等債務相談等であった。2名が就労し、1名が就労準備支援を受けている。	町と協力して支援を行うことができた。相談者についても、就労等の結果に繋がった。	100%	継続	令和2年度は5名の相談支援をお願いした。食糧支援6件実施。相談内容は住居確保給付金、就労相談、法律相談、生活資金貸付相談等であった。	町と協力して支援を行うことができた。スムーズに食糧支援に繋がることができた。	100%	継続	令和3年度は13名の新規相談・対応をお願いした。内容は生活困窮、債務整理、自己破産、離婚問題、ひきこもり等であった。食糧支援については8回実施、就労支援は3件行っていた。	100%	実施を継続	町と協力して支援を行うことができた。	令和4年度は8名の相談支援・対応をお願いした。食糧支援2件実施。相談内容は生活費、債務整理、求職、家族関係等であった。	町と協力して支援を行うことができた。	100%	実施を継続	町、まいさぼ、社協、福祉事務所など関係機関と適宜情報共有しながら相談支援にあたりている。	町、まいさぼどちらも相談窓口となっており、ケースに応じて相互に連絡を取りながら相談支援にあたっている。	60%		
	13	こころの相談室・無料弁護士相談の開催	住民課・社会福祉協議会	弁護士相談1回、こころの相談室4回	弁護士相談2回の開催の予定だったが、相談者がいなかったため1回の開催となった。	80%	弁護士相談を社会福祉協議会へ委託する。こころの相談室は医師の体調不良により実施できない。	弁護士相談2回	弁護士相談2回の開催し、6件の相談があった。	80%	弁護士相談を社会福祉協議会へ委託する。こころの相談室は医師の体調不良により実施できない。	無料弁護士相談2回開催	弁護士による無料法律相談2回開催したが、こころの相談室は、精神科医師の体調不良により令和3年度から開催できなかった。	60%	弁護士相談を社会福祉協議会へ委託する。	無料弁護士相談2回開催	件の相談があった。	100%	弁護士相談を社会福祉協議会へ委託する。	無料弁護士相談を8月に1回開催し、もう1回も12月に実施予定あり。	件の相談があった。	50%		
	14	障がい者交流会の開催	住民課	年1回、障がい者を対象に「なんでも交流会」を開催	田立花馬祭りにあわせて開催した。午前中は軽スポーツ、午後は祭りに参加し、地域住民と交流を行った。	100%	継続	新型コロナウイルス感染症の影響により、中止とした。	身体的にリスクが高い参加者が多いため、状況を鑑みて中止とした。	0%	新型コロナウイルス感染症の影響をみて実施を検討する。	新型コロナウイルス感染症拡大のため開催できなかった	コロナウイルス感染状況により開催することができず、交流の機会が減ってしまった。	0%	コロナウイルス感染状況により開催することができず、交流の機会が減ってしまった。	コロナウイルス感染状況により開催することができず、交流の機会が減ってしまった。	0%	感染対策をとりつつ、実施を検討する。			0%			
	15	障がい者総合支援センター「とも」による相談支援事業	住民課・ともに	相談者は少ないが、定期的開催することで相談体制が定着している。	相談者から就業支援や生活支援、精神障がい者支援等の専門家に繋げることができている。	100%	継続	相談者は少ないが、定期的開催することで相談体制が定着している。	相談者から就業支援や生活支援、精神障がい者支援等の専門家に繋げることができている。	100%	実績を踏まえ、隔月開催とする。関係機関にて適宜相談に応じる体制づくりができている。	相談数は少ないが、定期的開催することで相談体制が定着・認識されている。	相談者から就業支援や生活支援、精神障がい者支援等の専門家に繋げることができている。	100%	昨年より隔月開催で実施。	相談件数は少ないが、定期的開催することで相談体制が定着している。	件数は少ないものの、相談から制度利用や就労支援など関係機関に繋げる機能を持っている。対面でゆっくりと相談することができる。	100%	隔月偶数月の第3火曜日に開設を継続する。	年間スケジュールに添って実施中。	毎回相談者があるわけではないが、身近な場所できっと相談できる場となっている。	60%		
	16	日常生活自立支援事業の活用	住民課・社会福祉協議会・木曾広域中核機関	認知症・障害により金銭管理が難しい方の支援を行い、定期的な生活に対する助言等を行っている。また、各種相談に応じられている。	町と協力が協力をし、金銭管理だけでなく生活改善や債務等の対応、福祉サービスの利用について等、幅広く相談に応じることができている。	100%	継続	認知症・障害により金銭管理が難しい方の支援を行い、定期的な生活に対する助言等を行っている。また、各種相談に応じられている。	町と協力が協力をし、金銭管理だけでなく生活改善や債務等の対応、福祉サービスの利用について等、幅広く相談に応じることができている。	100%	継続	認知症・障害により金銭管理が難しい方の支援を行い、定期的な生活に対する助言等を行っている。また、各種相談に応じられている。	町と協力が協力をし、金銭管理だけでなく生活改善や債務等の対応、福祉サービスの利用について等、幅広く相談に応じることができている。	100%	実施を継続 法人後見の受任を検討	認知症・障害により金銭管理が難しい方の支援を行い、定期的な生活に対する助言等を行っている。また、各種相談に応じられている。成年後見については木曾広域中核機関発着で、社協において法人後見が受任できる体制の検討を行う。	事業利用者に対しては金銭管理の他、生活全般に関する相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携している。成年後見に関して制度の仕組みが整えられ、社協において法人後見が受任できる体制の検討を行っている。	100%	実施を継続 社協で法人後見の受任を目指す	認知症・障害により金銭管理が難しい方の支援を行い、定期的な生活に対する助言等を行っている。また、各種相談に応じられている。成年後見や町単の自立支援事業への引継ぎ、法人後見の体制整備など進んでいる。	60%			
	17	高齢者への生きがいづくり活動への支援	住民課・社会福祉協議会	町と社協から活動援助を行った。認知症カフェは2会場毎月各1回開催した。	ボランティアの協力等あり、地域で定着している。認知症カフェについては、開催会場を増やす予定である。	100%	継続	町と社協から活動援助を行った。認知症カフェは2会場毎月各1回開催した。	ボランティアの協力等あり、地域で定着している。認知症カフェについては、R3.4月から善妻地区でも開始され、町内3か所となった。	80%	継続	町と社協から活動援助を行った。認知症カフェは3会場毎月各1回の予定であったが、新型コロナの感染拡大、天候不順があり、各会場7~9回の開催にとどまった。	ボランティアの協力等あり、地域で定着している。認知症カフェについては、R3.4月から善妻地区でも開始され、町内3か所となった。	80%	継続	町と社協から活動援助を行った。認知症カフェは3会場毎月各1回の予定であったが、新型コロナの感染拡大、天候不順があり、各会場7~9回の開催にとどまった。	ボランティアの協力等あり、地域で定着している。認知症カフェについては、R3.4月から善妻地区でも開始され、町内3か所となった。	80%	実施を継続					

毎年度の実施状況を、本シートに加筆していくことで計画の進捗を管理することができる

別紙②

計画における項目	実施内容	担当課	R1				R2				R3				R4				R5			
			実施状況	実施状況に関する担当課の評価	達成率(%)	今後の実施計画	実施状況	実施状況に関する担当課の評価	達成率(%)	今後の実施計画	実施状況	実施状況に関する担当課の評価	達成率(%)	今後の実施計画	実施状況	実施状況に関する担当課の評価	達成率(%)	今後の実施計画	実施状況	実施状況に関する担当課の評価	達成率(%)	
1・地域・役員組織内におけるネットワークの強化、2・自殺対策を支える人材の育成	18 職員の研修事業	総務課	新任研修や昇任時等にメンタルヘルスについて研修を実施	新規採用職員を対象としたメンタルヘルス研修・全職員を対象とした職場のコミュニケーション研修を実施。 ・新規採用職員 9名参加 ・コミュニケーション研修 41名参加	70%	引き続きメンタルヘルス研修の実施をする。講師と相談し、より職員に浸透していく内容を指す。	新規採用職員を対象としたメンタルヘルス研修を実施。7名参加(協力隊3名含む) 全職員を対象とした職場のゲートキーパー研修を実施。78名参加	70%	引き続きメンタルヘルス研修の実施をする。講師と相談し、より職員に浸透していく内容を指す。	新規採用職員を対象としたメンタルヘルス研修を実施。3名参加(協力隊1名含む) 全職員を対象とした職場のゲートキーパー研修を実施。78名参加	70%	引き続きメンタルヘルス研修の実施をする。講師と相談し、より職員に浸透していく内容を指す。	新規採用職員を対象としたメンタルヘルス研修を実施。10名参加(協力隊3名含む)	70%	引き続きメンタルヘルス研修の実施をする。講師と相談し、より職員に浸透していく内容を指す。	新規採用職員を対象としたメンタルヘルス研修を実施。8名参加(協力隊1名含む)	70%	引き続きメンタルヘルス研修の実施をする。講師と相談し、より職員に浸透していく内容を指す。	新規採用職員を対象としたメンタルヘルス研修を実施。8名参加(協力隊1名含む)	70%		
	19 職員の健康増進等	総務課	職員の心身健康の保持、職員研修(カウンセリング)等の実施	・メンタル不調の心配のある職員をカウンセラー・産業医に不定期な面談を行った。 ・年一度のストレスチェックを実施。115名対象 ・新規採用・異動・昇格者対象のカウンセリングの実施。31名 ・注意者(ストレスチェック高ストレス者)について、カウンセリングを実施。	80%	引き続きカウンセリング・ストレスチェックの実施。 ・メンタル不調の心配のある職員をカウンセラーにつき必要な面談を行った。 ・年一度のストレスチェックを実施。161名 ・新規採用・異動・昇格者対象のカウンセリングの実施。33名中26名 ・注意者(ストレスチェック高ストレス者)について、カウンセリングを実施。8回	70%	引き続きカウンセリング・ストレスチェックの実施。 ・メンタル不調の心配のある職員をカウンセラーにつき必要な面談を行った。 ・年一度のストレスチェックを実施。168名 ・新規採用・異動・昇格者対象のカウンセリングの実施。20名中16名 ・注意者(ストレスチェック高ストレス者)について、カウンセリングを実施。8回	70%	引き続きカウンセリング・ストレスチェックの実施。 ・メンタル不調の心配のある職員をカウンセラーにつき必要な面談を行った。 ・年一度のストレスチェックを実施。175名 ・新規採用・異動・昇格者対象のカウンセリングの実施。20名中18名 ・注意者(ストレスチェック高ストレス者)について、カウンセリングを実施。19回	70%	引き続きカウンセリング・ストレスチェックの実施。 ・メンタル不調の心配のある職員をカウンセラーにつき必要な面談を行った。 ・年一度のストレスチェックを実施。175名 ・新規採用・異動・昇格者対象のカウンセリングの実施。20名中17名 ・注意者(ストレスチェック高ストレス者)について、カウンセリングを実施。4回	70%	引き続きカウンセリング・ストレスチェックの実施。 ・メンタル不調の心配のある職員をカウンセラーにつき必要な面談を行った。 ・年一度のストレスチェックを実施。171名 ・新規採用・異動・昇格者対象のカウンセリングの実施。20名中17名 ・注意者(ストレスチェック高ストレス者)について、カウンセリングを実施。4回	70%	引き続きカウンセリング・ストレスチェックの実施。 ・メンタル不調の心配のある職員をカウンセラーにつき必要な面談を行った。 ・年一度のストレスチェックを実施。171名 ・新規採用・異動・昇格者対象のカウンセリングの実施。20名中17名 ・注意者(ストレスチェック高ストレス者)について、カウンセリングを実施。4回	70%					
	20 防災対策	総務課	地域防災計画の作成等を行い、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。	計画には心のケアについて記載済み。今後の訓練などの際の実施していきたい。	80%	引き続き訓練等を通して、実施していきたい。また、防災会議を開き、計画の変更にも着手したい。	40%	引き続き訓練等を通して、実施していきたい。また、防災会議を開き、計画の変更にも着手したい。	40%	引き続き訓練等を通して、実施していきたい。また、防災会議を開き、計画の変更にも着手したい。	40%	引き続き訓練等を通して、実施していきたい。また、防災会議を開き、計画の変更にも着手したい。	40%	引き続き訓練等を通して、実施していきたい。また、防災会議を開き、計画の変更にも着手したい。	40%	引き続き訓練等を通して、実施していきたい。また、防災会議を開き、計画の変更にも着手したい。	40%	引き続き訓練等を通して、実施していきたい。また、防災会議を開き、計画の変更にも着手したい。	40%	引き続き訓練等を通して、実施していきたい。また、防災会議を開き、計画の変更にも着手したい。	40%	
	21 自治体職員能力開発研修、政策研究	総務課	政策研究、政策形成に関する研修・体験研修、ファシリテーションに関する研修・プレゼンテーション、文章作成力に関する研修	全職員を対象に8/1「窓口接客とクレーム対応」研修を実施。28名参加	70%	引き続き積極的な研修の場を作っていく。今年度は「公務員の倫理と使命」研修を8/7実施予定	0%	引き続き積極的な研修の場を作っていく。	0%	引き続き積極的な研修の場を作っていく。	0%	引き続き積極的な研修の場を作っていく。	0%	引き続き積極的な研修の場を作っていく。	0%	引き続き積極的な研修の場を作っていく。	0%	引き続き積極的な研修の場を作っていく。	0%	引き続き積極的な研修の場を作っていく。	0%	
	22 自治体職員キャリア形成研修	総務課	新規採用課程(前・後期)・プレゼンテーション技法、政策形成技法に関する研修 ・民間企業・NPO・福祉施設体験 ・女性職員活躍推進に関する研修	新規採用者に研修センターでの研修を実施。6名参加 取内研修を実施。7名参加 各種研修の周知とともに、参加希望者には研修の機会を与えた。	80%	引き続き積極的な研修参加をしていきたい。	20%	引き続き積極的な研修参加をしていきたい。	20%	引き続き積極的な研修参加をしていきたい。	20%	引き続き積極的な研修参加をしていきたい。	20%	引き続き積極的な研修参加をしていきたい。	20%	引き続き積極的な研修参加をしていきたい。	20%	引き続き積極的な研修参加をしていきたい。	20%	引き続き積極的な研修参加をしていきたい。	20%	
23 自治体職員リーダー養成研修	総務課	係長昇任前、課長昇任前研修 ・評価者研修	長野県の研修センターが実施する係長研修、課長研修に参加するとともに、人事評価において評価者研修を実施した。 一般職員研修・4名、中堅研修・4名、係長研修・3名、課長研修・2名、評価者研修・29名	80%	引き続き積極的な研修参加をしていきたい。	30%	引き続き積極的な研修参加をしていきたい。	30%	引き続き積極的な研修参加をしていきたい。	30%	引き続き積極的な研修参加をしていきたい。	30%	引き続き積極的な研修参加をしていきたい。	30%	引き続き積極的な研修参加をしていきたい。	30%	引き続き積極的な研修参加をしていきたい。	30%	引き続き積極的な研修参加をしていきたい。	30%		
24 互助会事務	総務課	職員相互の親睦等	木曽川流域ダム研修を全職員を対象に3回実施8/19 25名 9/3 30名	80%	引き続き実施していきたい。	0%	引き続き実施していきたい。	0%	引き続き実施していきたい。	0%	引き続き実施していきたい。	0%	引き続き実施していきたい。	0%	引き続き実施していきたい。	0%	引き続き実施していきたい。	0%	引き続き実施していきたい。	0%		
25 人事評価	総務課	目標設定、中間評価、期末評価等の面談、評価	目標設定、中間評価、期末評価等の機会を通じて上司と部下が直接話し合える機会が少なくなるとも年3回は確保できた。	80%	引き続き人事評価を実施し、上司による気づきを早くしていくようにしていく。	70%	引き続き人事評価を実施し、上司による気づきを早くしていくようにしていく。	70%	引き続き人事評価を実施し、上司による気づきを早くしていくようにしていく。	70%	引き続き人事評価を実施し、上司による気づきを早くしていくようにしていく。	70%	引き続き人事評価を実施し、上司による気づきを早くしていくようにしていく。	70%	引き続き人事評価を実施し、上司による気づきを早くしていくようにしていく。	70%	引き続き人事評価を実施し、上司による気づきを早くしていくようにしていく。	70%	引き続き人事評価を実施し、上司による気づきを早くしていくようにしていく。	70%		
26 企画調整に関する事務(人口推移に基づく総合計画の策定)	戦略室	人口推移に基づく総合計画の策定	総合計画の改訂時期ではないため、追記していない。改定の際は、自殺対策と連携する部分を検討・相談し、連携のさらなる深化を図る。	0%	実施を継続	0%	総合計画の見直し時に掲載。	0%	総合計画の見直し時に掲載。	0%	総合計画の見直し時に掲載。	0%	総合計画の見直し時に掲載。	0%	総合計画の見直し時に掲載。	0%	総合計画の見直し時に掲載。	0%	総合計画の見直し時に掲載。	0%		
27 定住自立圏構築に関する事務(水産広域自立圏連携ビジョン)	戦略室	複数の隣接自治体が互いに連携・協力し、役割分担を明確にしながら、地域全体として目指すべき将来像の実現を目指す。審議会や協議会等において連携ビジョンの検討を行う。	広域連携事業の中で自殺対策について言及を行っている。	0%	実施を継続	0%	構想の見直し時に提案。	0%	構想の見直し時に提案。	0%	構想の見直し時に提案。	0%	構想の見直し時に提案。	0%	構想の見直し時に提案。	0%	構想の見直し時に提案。	0%	構想の見直し時に提案。	0%		
28 空家活用事業	戦略室	空家バンク登録等事務	広域連携事業の中で自殺対策について言及を行っている。	0%	実施を継続	100%	継続して取り組む	100%	継続して取り組む	100%	継続して取り組む	100%	継続して取り組む	100%	継続して取り組む	100%	継続して取り組む	100%	継続して取り組む	100%		
29 納税相談	総務課	住民からの納税に関する相談実施	庁内の職員研修へ参加	100%	実施を継続	100%	実施を継続	100%	実施を継続	100%	実施を継続	100%	実施を継続	100%	実施を継続	100%	実施を継続	100%	実施を継続	100%		
30 税の取組・納税促進等	総務課	滞納者への催告や差押等の滞納処分の実施 ・徴収職員の資質向上のための各種研修会等への参加	県税事務所と連携した徴収の実施	100%	実施を継続	100%	実施を継続	100%	実施を継続	100%	実施を継続	100%	実施を継続	100%	実施を継続	100%	実施を継続	100%	実施を継続	100%		

別紙③

計画における項目	実施内容	担当課	R元				R2				R3				R4				R5			
			実施状況	実施状況に関する担当課の評価	達成率(%)	今後の実施計画	実施状況	実施状況に関する担当課の評価	達成率(%)	今後の実施計画	実施状況	実施状況に関する担当課の評価	達成率(%)	今後の実施計画	実施状況	実施状況に関する担当課の評価	達成率(%)	今後の実施計画	実施状況	実施状況に関する担当課の評価	達成率(%)	
1・地域・役場組織内におけるネットワークの強化 2・自殺対策を支える人材の育成	31 民生・児童委員事務	民生・児童委員による地域の相談・支援等の実施	住民課	民生児童委員17名、主任児童委員2名 年間相談・訪問件数：約1,700件	地域住民から相談を受けたり、訪問を定期的に行っている。地域住民と密接な関係を築き、状況把握に努めていただいている。気になること等すぐに町へ報告する体制を整えており、困窮世帯、ひきこもり、サービス利用等の対応に繋がっている。	100%	実施を継続	民生児童委員17名、主任児童委員2名 年間相談：約1,700件	地域住民へ定期的な訪問を行ったり、地域の相談役として活躍している。地域住民と密接な関係を築き、状況把握に努めていただいている。状況により適切な関係機関へつなぐ体制を整えており、困窮世帯、ひきこもり、サービス利用等の対応に繋がっている。	100%	実施を継続	民生児童委員17名、主任児童委員2名 年間相談：約300件 年間訪問：約1,700件	地域住民へ定期的な訪問を行ったり、地域の相談役として活躍している。地域住民と密接な関係を築き、状況把握に努めていただいている。状況により適切な関係機関へつなぐ体制を整えており、困窮世帯、ひきこもり、サービス利用等の対応に繋がっている。	100%	実施を継続	民生児童委員17名、主任児童委員2名 年間相談：約210件 年間訪問：約1,850件	地域住民へ定期的な訪問を行ったり、地域の相談役として活躍している。地域住民と密接な関係を築き、状況把握に努めていただいている。状況により適切な関係機関へつなぐ体制を整えており、困窮世帯、ひきこもり、サービス利用等の対応に繋がっている。	100%	実施を継続	民生児童委員17名、主任児童委員1名 年間相談：約70件 (R5.9月現在) 年間訪問：約850件 (R5.9月現在) R4.12～主任児童委員1名体制となった。	75%	
	32 認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。	住民課	認知症サポーター受講者数小学校：37名、中学校：33名、高校：53名、一般：2名	今年度より南木曾町社会福祉協議会へ委託した。外部講師から認知症の正しい知識を教えてもらい、適切な対応方法、支援を学ぶとともに認知症に対する地域の偏見をなくし安心して暮らせるまちづくりを目指した。	100%	南木曾町社会福祉協議会へ委託し、実施を継続	認知症サポーター受講者数小学校37名、中学校1年生：43名、高校1年生：70名、一般：0名	昨年より南木曾町社会福祉協議会へ委託した。外部講師から認知症の正しい知識を教えてもらい、適切な対応方法、支援を学ぶとともに認知症に対する地域の偏見をなくし安心して暮らせるまちづくりを目指した。	100%	南木曾町社会福祉協議会へ委託し、実施を継続	小学3年生：29名、中学1年生：31名、蘇南生（新型コロナウイルス中止）	認知症の高齢者とその家族の応援者を増やすことができた。蘇南生、商店、金融機関等、一般住民に対する講座が開催できなかった。	80%	実施を継続	小学3年生：27名、中学1年生：39名、蘇南生（新型コロナウイルス中止）、一般（町役場職員）26名	認知症の正しい理解と、地域の応援者を増やすために実施。令和4年度は町役場職員を対象に実施。住みやすい地域づくりのため商店、金融機関、一般住民の受講を増やしていった。	90%	実施を継続			
	33 町営住宅住居事業	住宅に困窮する低額所得者に対する公営住宅の管理・建設を行う。	建設課	ゲートキーパー研修等を受講していない。	電話連絡・訪問による対応の折に生活の状況等を聞き取り、必要に応じて庁内関係部署との情報共有ができた。	80%	研修会等への参加を検討していくとともに、住宅訪問の際に住民の生活状況等にも注視していく。	ゲートキーパー研修を受講した。	電話連絡・訪問による対応の折に生活の状況等を聞き取り、必要に応じて庁内関係部署との情報共有ができた。	80%	住宅管理業務の中で入居者の生活状況等にも注視していく。	公営住宅4名入居	新築住宅の建設は行わなかったが、過去により空き家となった公営住宅については随時募集を行い低所得者への対応ができた。	80%	実施を継続	公営住宅1名入居	新築住宅の建設は行わなかったが、過去により空き家となった公営住宅については随時募集を行い低所得者への対応ができた。	80%	実施を継続	公営住宅1名入居	新築住宅の建設は行わなかったが、過去により空き家となった公営住宅については随時募集を行い低所得者への対応ができた。	80%
	34 町営住宅家賃徴収業務	料金滞納者に対する自主納付による料金徴収（集金）を行う。	建設課	ゲートキーパー研修等を受講していない。	特別な研修会等は受講していないが、庁内の滞納整理研究委員会等で督促業務で気づいたことの情報交換を行った。	80%	研修会等への参加を検討していくとともに、督促業務の際に住民の生活状況等にも注視していく。	ゲートキーパー研修を受講した。	電話連絡・訪問による対応の折に生活の状況等を聞き取り、必要に応じて庁内関係部署との情報共有ができた。	80%	家賃等徴収業務の中で入居者の生活状況等にも注視していく。	来庁による自主納付者9名	滞納者自ら来庁による自主納付を推進し、生活状況の把握などを聞き取ることで、納付計画等の細かい対応ができた。	80%	実施を継続	来庁による自主納付者2名	滞納者自ら来庁による自主納付を推進し、生活状況の把握などを聞き取ることで、納付計画等の細かい対応ができた。	80%	研修会等への参加を検討していくとともに、督促業務の際に住民の生活状況等にも注視していく。	戸別に電話・訪問による対応の折に生活の状況を確認を実施した。	電話連絡・訪問による対応の折に生活の状況等を聞き取り、必要に応じて庁内関係部署との情報共有ができた。	
	35 上下水道料金徴収業務	料金滞納者に対する料金徴収（集金）事務 ・給水停止執行業務	建設課	ゲートキーパー研修等を受講していない。	特別な研修会等は受講していないが、庁内の滞納整理研究委員会等で督促業務で気づいたことの情報交換を行った。	90%	研修会等への参加を検討していくとともに、督促業務の際に住民の生活状況等にも注視していく。	ゲートキーパー研修を受講した。	庁内の滞納整理研究委員会等で督促業務で気づいたことの情報交換を行った。	100%	督促業務の際に住民の生活状況等にも注視していく。	ゲートキーパー研修等を受講していない。	特別な研修会等は受講していないが、庁内の滞納整理研究委員会等で督促業務で気づいたことの情報交換を行った。	80%	研修会等への参加を検討していくとともに、督促業務の際に住民の生活状況等にも注視していく。	ゲートキーパー研修等を受講していない。	特別な研修会等は受講していないが、庁内の滞納整理研究委員会等で督促業務で気づいたことの情報交換を行った。	80%	研修会等への参加を検討していくとともに、督促業務の際に住民の生活状況等にも注視していく。			
3・住民への啓発周知	36 自治体広報	自治体広報誌の発行	戦略室	2回掲載	自殺対策施策の情報提供として取り組めた	100%	実施を継続	あすなるの会、命を大切にする月間計 2回掲載	自殺対策施策の情報提供として取り組めた	100%	実施を継続	自殺予防週間、命を大切にする月間計 2回掲載	自殺に対する正しい知識の啓発と相談に関する情報提供として取り組めた	100%	実施を継続	自殺予防週間、命を大切にする月間計 2回掲載	自殺に対する正しい知識の啓発と相談に関する情報提供として取り組めた	100%	実施を継続	自殺予防週間、命を大切にする月間計 2回掲載	自殺に対する正しい知識の啓発と相談に関する情報提供として取り組めた	100%
	37 自治体広報	ホームページの活用	戦略室	自殺対策計画の掲載	自殺対策施策の情報提供として取り組めた	100%	実施を継続	メンタルヘルス・ポータルサイトのリンク掲載 命を大切にする月間、あすなるの会計 3回掲載	自殺対策施策の情報提供として取り組めた	100%	実施を継続	なし	実施しなかった	0%	実施を継続	なし	実施しなかった	0%	実施を継続	なし	実施しなかった	0%
	38 自治体広報	広報無線の活用	戦略室	こころの相談室等の掲載 6回	自殺対策施策の情報提供として取り組めた	100%	実施を継続	なし	実施しなかった	0%	活用を努める	なし	実施しなかった	0%	活用を努める	なし	実施しなかった	0%	活用を努める	なし	実施しなかった	0%
	39 自治体広報	メール配信システムの活用	戦略室	なし	実施しなかった	0%	実施を継続	なし	実施しなかった	0%	活用を努める	なし	実施しなかった	0%	活用を努める	なし	実施しなかった	0%	活用を努める	なし	実施しなかった	0%
	40 自治体広報	CATV文字放送の活用	戦略室	無料相談会の掲載 2回	自殺対策施策の情報提供として取り組めた	100%	実施を継続	なし	実施しなかった	0%	活用を努める	なし	実施しなかった	0%	活用を努める	なし	実施しなかった	0%	活用を努める	なし	実施しなかった	0%
41 社会人権教育事業	研修会等のなかで人権意識を高めるための啓発を行う。	教育委員会事務局	なし	実施しなかった	0%	来年度検討	関係機関から配布されるポスターの掲示を実施した。	啓発活動は計画通り実施している。	100%	引き続きポスター掲示等の啓発活動を実施する。	町民展に合わせた、人権教育に関する啓発活動を実施した。	関係機関から配布されるポスターの掲示を実施した。	啓発活動は計画通り実施している。	100%	引き続きポスター掲示等の啓発活動を実施する。	関係機関から配布されるポスターの掲示を実施した。	啓発活動は計画通り実施している。	100%	引き続きポスター掲示等の啓発活動を実施する。	関係機関から配布されるポスターの掲示を実施した。	啓発活動は計画通り実施している。	100%
4・生きる促進要因	42 納税相談	住民からの納税に関する相談実施	税務会計課	庁内の職員研修へ参加	相談を受ける職員が、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう、庁内での職員研修会へ参加した。	100%	実施を継続	庁内の職員研修へ参加	相談を受ける職員が、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう、庁内での職員研修会へ参加した。	100%	実施を継続	庁舎の職員研修へ参加	相談を受ける職員が、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう、庁内での職員研修会へ参加した。	100%	実施を継続	庁舎の職員研修へ参加	相談を受ける職員が、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう、庁内での職員研修会へ参加した。	100%	実施を継続	庁舎の職員研修へ参加	相談を受ける職員が、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう、庁内での職員研修会へ参加した。	100%
	43 税の賦課徴収、滞納処分等	滞納者への催告や差押等の滞納処分の実施 ・徴収職員の資質向上のための各種研修会等への参加	税務会計課	県税事務所と連携した徴収の実施	徴収職員の資質向上のため、県税事務所と連携し徴収を実施した。	100%	実施を継続	県税事務所と連携した徴収の実施	徴収職員の資質向上のため、県税事務所と連携し徴収を実施した。	100%	実施を継続	県税事務所と連携した徴収の実施	徴収職員の資質向上のため、県税事務所と連携し徴収を実施した。	100%	実施を継続	県税事務所と連携した徴収の実施	徴収職員の資質向上のため、県税事務所と連携し徴収を実施した。	100%	実施を継続	県税事務所と連携した徴収の実施	徴収職員の資質向上のため、県税事務所と連携し徴収を実施した。	100%
	44 母子手帳交付	保健師の面接により母子手帳を交付する。	住民課	15人実施	保健師、管理栄養士と面接を行い母子手帳を交付することで、妊娠について妊娠の感情、生活環境を確認し、リスクを把握することができた。	100%	実施を継続	15人実施	保健師、管理栄養士と面接を行い母子手帳を交付することで、妊娠について妊娠の感情、生活環境を確認し、リスクを把握することができた。	100%	実施を継続	12人実施	保健師、管理栄養士と面接を行い母子手帳を交付することで、妊娠について妊娠の感情、生活環境を確認し、リスクを把握することができた。	100%	実施を継続	15人実施	保健師と管理栄養士が面接を行い母子手帳を交付することで、妊娠についての妊娠の感情、生活環境や経済状態を確認し、リスクを把握することができた。	100%	実施を継続	人実施	保健師と管理栄養士が面接を行い母子手帳を交付することで、妊娠についての妊娠の感情、生活環境や経済状態を確認し、リスクを把握することができた。	100%
	45 新生児訪問	生後1か月未満の新生児と産婦の健康管理の為、保健師と助産師による家庭訪問を実施する。	住民課	22人実施	保健師、助産師で家庭訪問し、産後うつスクリーニングであるEPSSDを実施し、必要に応じて産後ケア事業を勧めることができた。	100%	実施を継続	22人実施	保健師、助産師で家庭訪問し、産後うつスクリーニングであるEPSSDを実施し、必要に応じて産後ケア事業を勧めることができた。	100%	実施を継続	22人実施	保健師、助産師で家庭訪問し、産後うつスクリーニングであるEPSSDを実施し、必要に応じて産後ケア事業を勧めることができた。	100%	実施を継続	11人実施	保健師、助産師で家庭訪問し、産後うつスクリーニングであるEPSSDを実施し、必要に応じて産後ケア事業を勧めることができた。	100%	実施を継続			
	46 2か月児相談	生後2か月のお子さんを対象に、身体測定、育児相談等を実施する。	住民課	22人実施	保健師による身体計測、育児相談、子どもすくすく係からおやこのひろば紹介し、育児不安の把握を行った。	100%	実施を継続	22人実施	保健師による身体計測、育児相談、子どもすくすく係からおやこのひろば紹介し、育児不安の把握を行った。	100%	実施を継続	14人実施	保健師による身体計測、育児相談、子どもすくすく係からおやこのひろば紹介し、育児不安の把握を行った。	100%	実施を継続	13人実施	保健師による身体計測、育児相談、子どもすくすく係からおやこのひろば紹介し、育児不安の把握を行った。	100%	実施を継続			

本項目については、各事業の担当課に記入してもらう

別紙④

計画における項目	実施内容	担当課	R元				R2				R3				R4				R5			
			実施状況	実施状況に関する担当課の評価	達成率(%)	今後の実施計画	実施状況	実施状況に関する担当課の評価	達成率(%)	今後の実施計画	実施状況	実施状況に関する担当課の評価	達成率(%)	今後の実施計画	実施状況	実施状況に関する担当課の評価	達成率(%)	今後の実施計画	実施状況	実施状況に関する担当課の評価	達成率(%)	
4・生きる保護要因	47 乳幼児健診	生後4・7・10か月、1歳、1歳6か月、2歳、3歳のお子さんを対象に医師による診察、身体測定、育児相談、栄養相談を実施する。	住民課	1歳6ヶ月18件、2歳13件、3歳30件、乳健87件	子育て環境や、母の状況を確認し、リスクの把握を行った。	100%	実施を継続	1歳6ヶ月18件、2歳13件、3歳30件、乳健87件	子育て環境や、母の状況を確認し、リスクの把握を行った。	100%	実施を継続	1歳6ヶ月18件、2歳25件、3歳21件、乳健60件	子育て環境や、母の状況を確認し、リスクの把握を行った。	100%	実施を継続	1歳6ヶ月16件、2歳11件、3歳25件、乳健54件	子育て環境や、母の状況を確認し、リスクの把握を行った。	100%	実施を継続	1歳6ヶ月17件、2歳11件、3歳25件、乳健54件	子育て環境や、母の状況を確認し、リスクの把握を行った。	100%
	48 居宅訪問介護事業	中学2年生を対象に、「いのちの大切さ」を学ぶ目的で実施。助産師の講話、妊婦体験、赤ちゃんの抱き方などの練習を行った後、乳幼児訪問介護を実施する。	住民課	事前学習27名、託児体験27名、協力母子8組	学習や託児体験を通じて、命の大切にする気持ちを育み、自分自身を振り返る機会となった。	100%	実施を継続	事前学習27名、託児体験27名、協力母子8組	学習や託児体験を通じて、命の大切にする気持ちを育み、自分自身を振り返る機会となった。	100%	実施を継続	新型コロナウイルス感染症拡大のため開催せず	新型コロナウイルスの感染状況をみながら、開催方法等見直しで開催していきたい。	0%	実施を継続	事前学習31名	新型コロナウイルス感染症拡大のため、事前学習のみ実施	50%	実施を継続	事前学習47名、協力家庭8組、予定		
	49 介護相談	高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談	住民課	相談件数85件	本人、家族、医療機関等からの相談に対して、介護保険サービス、インフォーマルサービス等の紹介、各種手続きの支援、関係機関へつなげる等、相談援助を行った。	100%	実施を継続	相談件数187件	本人、家族、医療機関等からの相談に対して、介護保険サービス、インフォーマルサービス等の紹介、各種手続きの支援、関係機関につなげる等の相談援助を行った。	100%	実施を継続	相談件数179件	本人、家族、医療機関等からの相談に対して、介護保険サービス、インフォーマルサービス等の紹介、各種手続きの支援、関係機関につなげる等の相談援助を行った。	100%	実施を継続	相談件数131件	本人、家族、医療機関等からの相談に対して、介護保険サービス、インフォーマルサービス等の紹介、各種手続きの支援、関係機関につなげる等の相談援助を行った。	100%	実施を継続			
	50 こころの相談室	精神科医による物忘れ、こころの健康に関する相談室	住民課	相談件数8件	精神科医師による物忘れ、こころの病気に係る相談を行い、必要に応じて医療機関受診や介護保険サービス、インフォーマルサービス等の紹介を行った。	100%	精神科医師の確保が困難。来年度は継続実施不可	精神科医の体調不良により令和2年度から「こころの相談室」開催できなかった。	0%	継続しない	精神科医の体調不良により令和3年度から「こころの相談室」開催できなかった。	0%	継続しない		保健所等の相談を紹介	0%	継続しない					
	51 生活困窮等に関する相談	生活に対する不安の相談を受け付ける	住民課	町：生活困窮者相談4名・食糧支援1回 まいさぼ木曾：相談支援4名・食糧支援2回・就労準備支援1名利用	生活困窮者の相談を受け付け、必要に応じて関係機関へ繋ぐ等の支援を行った。まいさぼ木曾と協力し食糧支援、就労支援を行い、直面的な問題の解決にあたった。	100%	実施を継続	町：生活困窮相談4名・食糧支援1回 まいさぼ木曾：相談支援5名・食糧支援6回	生活困窮者の相談を受け、必要に応じて関係機関へ繋ぐ等の支援を行った。まいさぼ木曾と協力し食糧支援・生活相談、訪問等を行い、直面的な問題の解決にあたった。	100%	実施を継続	町：生活困窮者相談3名 まいさぼ木曾：相談支援13名・食糧支援9回・就労支援3件	生活困窮者の相談を受け付け、必要に応じて関係機関へ繋ぐ等の支援を行った。まいさぼ木曾と協力し食糧支援・就労支援を行い、直面的な問題の解決にあたった。	100%	実施を継続	町：生活困窮者相談4名 まいさぼ木曾：相談8名・食糧支援2件、就労1件	生活困窮者の相談を受け付け、必要に応じて関係機関へ繋ぐ等の支援を行った。まいさぼ木曾と協力し食糧支援・就労支援を行い、直面的な問題の解決にあたった。	100%	実施を継続	町：生活困窮者相談5名(R5.10月)	生活困窮者の相談を受け付け、必要に応じて関係機関へ繋ぐ等の支援を行っている。庁内関係部署、まいさぼ木曾、福祉事務所と情報共有しながら対応している。	60%
	52 消費生活情報の提供	消費生活情報の提供 ・広報誌掲載 ・一般向け・高齢者向け・若者向け啓発資料配布 ・消費者トラブル相談	産業観光課	消費生活情報の提供(随時・くらしまる得情報等)広報誌掲載(5月号、1月号) 住民向け注意喚起チラシ全戸配布(6月、11月) 消費者トラブル相談(23件)・音告放送での注意喚起(随時)	消費者被害にあって生活困窮に陥らないよう、音告や広報誌などで広報し注意を呼びかけることができた。	100%	実施を継続	消費生活情報の提供(随時・くらしまる得情報等) 住民向け注意喚起チラシ全戸配布(年2回) 消費者トラブル相談(3件)・音告放送での注意喚起(随時)	消費者被害にあって生活困窮に陥らないよう、音告や広報誌などで広報し注意を呼びかけることができた。	100%	実施を継続	消費生活情報の提供(くらしまる得情報等を全戸回覧：年4回) 消費者トラブル相談(3件)・音告放送での注意喚起(随時)	消費者被害にあって生活困窮に陥らないよう、音告や広報誌などで広報し注意を呼びかけることができた。	100%	実施を継続	消費生活情報の提供(くらしまる得情報等を全戸回覧：年4回) 消費者トラブル相談(3件)・音告放送での注意喚起(随時)	消費者被害にあって生活困窮に陥らないよう、音告や広報誌などで広報し注意を呼びかけることができた。	100%	実施を継続	消費生活情報の提供を計画(くらしまる得情報等を全戸回覧) 消費者トラブル相談(1件)・音告放送での注意喚起(随時)を計画している。	例年どおりの事業のほか、今年度は全戸配布用の消費者トラブル啓発用の啓発チラシを長野県消費生活センターからいたたき配布した。	50%
	53 中小企業資金融資	中小企業の経営基盤確立のための融資制度	産業観光課	○融資の状況 町制度：6件 852万円 県制度：2件 1300万円 ○保証料補助 町制度：22万122円 県制度：28万9千959円	経営基盤確立のための融資を行い、経営不振に生活困窮に陥らないよう活用してもらった。	100%	実施を継続	○融資の状況 町制度：1件 5,000万円 県制度：34件 441,390万円 ○保証料補助 町制度：108,734円 県制度：7,671,974円	経営基盤確立のための融資を行い、経営不振に生活困窮に陥らないよう活用してもらった。	100%	実施を継続	○融資の状況 県制度：34件 163,900万円 ○保証料補助 県制度：2,470,529円	コロナ禍において経営基盤確立のための融資を行い、経営不振に生活困窮に陥らないよう活用してもらった。	100%	実施を継続	○融資の状況 町制度：2件5,300万円 県制度：17件 225,250万円 ○保証料補助 町制度：90,000円 県制度：4,406円	コロナ禍において経営基盤確立のための融資を行い、経営不振に生活困窮に陥らないよう活用してもらった。	100%	実施を継続	融資、保証料補助とも進捗を継続している。	経営基盤確立のための融資を行い、経営不振に生活困窮に陥らないよう活用してもらった。	50%
	54 観光施設整備事業	南木曾岳、田山の滝などの登山道のほか、中山道、栲蓐渓谷などの遊歩道を含めた施設の維持管理	産業観光課	安全安全に利用できるように施設の維持管理を実施した。	施設の整備を行なう事で、ウォーキングや登山等を通じた心と身体の健康づくりの場として活用してもらった。	100%	実施を継続	安全安全に利用できるように施設の維持管理を実施した。	施設の整備を行なう事で、ウォーキングや登山等を通じた心と身体の健康づくりの場として活用してもらった。	100%	実施を継続	安全安全に利用できるように施設の維持管理を実施した。	施設の整備を行なう事で、ウォーキングや登山等を通じた心と身体の健康づくりの場として活用してもらった。	100%	実施を継続	安全安全に利用できるように施設の修繕工事及び維持管理を実施した。	施設の整備を行なう事で、ウォーキングや登山等を通じた心と身体の健康づくりの場として活用してもらった。	100%	実施を継続	安全安全に利用できるように施設の維持管理を実施している。	施設の整備を行なう事で、ウォーキングや登山等を通じた心と身体の健康づくりの場として活用してもらった。	80%
	55 おやこのひろば	おやこのひろばの中で、子どもに対する親の関わり方や親の悩み相談	教育委員会	「おやこのひろば」を開所し、保護者の子育てに対する悩みや相談に応じている。	おやこのひろばを開所し、保護者の子育てに対する悩みや相談に応じている。	100%	事業を継続	事業を継続	年度当初は新型コロナウイルス関係で閉所することがあったが、その後は感染対策を講じて毎日開所した。開所当初は利用を控える方が多くみられたが、その後利用者は増加し例年並みに回復した。引き続き利用者を確保しつつ、必要な相談に応じていく。	90%	継続実施 引き続きおやこのひろばを開所し、親と子の交流等の実施や各種相談に応じていく。	コロナ禍ではあったが、蔓延防止対策を講じて開催。参加する保護者等との意見交換の中から子育てに対する悩みや相談等を受けている。	100%	子ども機能と合わせ、相談と支援が一体的に進められるよう実施していく。	親子が集いやすい活動を取り入れ、子育ての悩みなど気軽に相談できる場所としている。	100%	保護者からの相談を受け付け、必要な支援につなげる等、気軽に話ができる場として活用してもらった。	100%	保護者の子育て相談の場となるよう、引き続き体制を整えていく。	親子が集いやすい活動を取り入れ、子育ての悩みなど気軽に相談できる場所としている。		
	56 すくすく相談	子どもの発育や保護者の関わり方などへの相談	教育委員会	「すくすく相談」を毎月開催し、子どもの成長や発育など、保健師による専門的な相談に応じている。	「すくすく相談」を毎月開催し、子どもの成長や発育など、保健師による専門的な相談に応じている。	100%	事業を継続	事業を継続	保護者からの相談に専門職員からお答えできるよう継続的に実施する。	90%	継続実施 コロナ禍ではありますが、例年並みに実施できるよう取り組む。 子育てに対する各種相談に応じていく。	子育て世代包括支援センター機能に合わせて、子育て家庭総合支援機能である保護児童等の総合的な相談機能が発揮させることが重要となっている。 子育てに対する各種相談に応じていく。	100%	引き続き継続した相談体制を確保していく。	要支援、要保護児童の総合的な支援体制をとり、子育てに関する相談に応じていく。	100%	関係機関と連携し、必要な支援を受けられるように相談に応じていく。	100%	引き続き継続した相談体制を確保していく。	要支援、要保護児童の総合的な支援体制をとり、子育てに関する相談に応じていく。		
57 こども園園児への命の大切さの学習	こども園園児への命の大切さなど、日々の保育活動から学ぶ機会を設ける。	教育委員会	「保育園保護者相談」を常時開設し、日々の活動を通じて相談に応じている。また、保護者を対象としたCAPワークショップによる子どもの人権講習を実施している。	「保育園保護者相談」を常時開設し、日々の活動を通じて相談に応じている。また、保護者を対象としたCAPワークショップによる子どもの人権講習を実施している。	100%	事業を継続	事業を継続	今年度は新型コロナウイルス感染症の懸念もあり行事が最小限となったが相談には随時対応した。子どもの人権講習CAPワークショップは実施できなかった。	50%	継続実施 コロナ禍ではありますが、例年並みに実施できるよう取り組む。	保育園の活動を通じて、身近な昆虫や小動物等にふれあいがながら、命の大切さなど学習することができた。	100%	継続して、身近な動物などと触れ合い学習していく。	園の活動の中で昆虫や小動物の飼育などによる学習することができ、有効的な取組として継続していく必要がある。	100%	継続して、身近な動物などと触れ合いながら、命の大切さなど学習することができた。	100%	継続して、身近な動物などと触れ合いながら、命の大切さなど学習することができた。				
58 こども園保護者相談	こども園園児に対する相談に合わせた保護者の相談や異変を確認する。	教育委員会	「保育園保護者相談」を常時開設し、日々の活動を通じて相談に応じている。また、保護者を対象としたCAPワークショップによる子どもの人権講習を実施している。	「保育園保護者相談」を常時開設し、日々の活動を通じて相談に応じている。また、保護者を対象としたCAPワークショップによる子どもの人権講習を実施している。	100%	事業を継続	事業を継続	今年度は新型コロナウイルス感染症の懸念もあり行事が最小限となったが相談には随時対応した。子どもの人権講習CAPワークショップは実施できなかった。	50%	継続実施 コロナ禍ではありますが、例年並みに実施できるよう取り組む。	園児との関わりの中で、保護者の悩みや子育てに関する相談に応じていく。	100%	継続して必要な相談支援を展開していく。	園児との関わりの中で、保護者の悩みや子育てに関する相談に応じていく。	100%	継続して必要な相談支援を展開していく。						
59 青少年健全育成事業	青少年健全育成委員会及び補助金交付等	教育委員会・生涯学習係	青少年健全育成連絡会議、補助金交付を実施。	町内各地区の青少年健全育成委員会等と連絡会議を行うことにより、子どもたちの諸行事や対応方法など情報を交換することで、見守る体制などの把握を行った。	100%	実施を継続。リーフレットの配布など担当係と連携を図っていく。	青少年健全育成連絡会議、補助金交付を実施。	町内各地区の青少年健全育成委員会等と連絡会議を行うことにより、子どもたちの諸行事や対応方法など情報を交換することで、見守る体制などの把握を行った。	100%	実施を継続。リーフレットの配布など担当係と連携を図っていく。	実施を継続。リーフレットの配布など担当係と連携を図っていく。	青少年健全育成連絡会議、補助金交付を実施。	100%	実施を継続。リーフレットの配布など担当係と連携を図っていく。	青少年健全育成連絡会議、補助金交付を実施。	100%	町内各地区の青少年健全育成委員会等と連絡会議を行うことにより、子どもたちの諸行事や対応方法など情報を交換することで、見守る体制などの把握を行っていききたい。					
60 生涯学習推進事業	各種講座、イベントの開催	教育委員会事務局	講座：未実施	自取に特化した講座は行わなかった。	0%	毎年継続して行う講座は考えていない。	講座：未実施	自取に特化した講座は行わなかった。	0%	毎年継続して行う講座は考えていない。	講座：未実施	毎年継続して行う講座は考えていない。	0%	毎年継続して行う講座は考えていない。	講座：未実施	毎年継続して行う講座は考えていない。	0%	毎年継続して行う講座は考えていない。				
61 教育相談	就学、いじめ等、教育に関する相談	教育委員会事務局	電話相談/0件 派遣相談/小学校11回(42時間)	教育委員会内に教育相談専用電話を常設とした他、教育相談を学校に派遣する等、課題の解決に向けた事業を実施。	85%	実施を継続 ※85%とした理由/相談の受け方や窓口設置の方法、広報に工夫が必要か。	事業を継続	教育相談も含め子育て支援の中で全体的な支援として実施。	90%	継続実施 保護者からの相談に応じていく。	相談/0件	教育委員会内に教育相談専用電話常設の他、教育相談員の学校巡回や関係各所と連携し、課題解決に向けた事業を実施。	85%	実施を継続。 実績の「有・無」で判断できない事業のため、継続して定着を図る。	相談/0件	教育委員会内に教育相談専用電話常設の他、教育相談員の学校巡回や関係各所と連携し、課題解決に向けた事業を実施。	85%	実施を継続。 実績の「有・無」で判断できない事業のため、継続して定着を図る。				

別紙⑤

	No.	計画における項目	実施内容	担当	R6年度			
					実施計画	実施状況	実施状況に関する 担当の評価	達成度 (%)
① 地域・役場組織内におけるネットワークの強化	1	南木曾町自殺対策連携会議の開催 (庁内課長会議、係長事務連絡会)	各係の自殺対策事業の棚卸しについて話し合う。	健康しあわせ係	年1回以上実施	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> 毎年度の実施状況を、本シートに加筆していくことで計画の進捗を管理することができる </div>		
	2	木曾郡自殺対策連絡会の参加	木曾保健福祉事務所開催の連絡会へ参加し、各町村の取組について情報共有・意見交換を行う。	健康しあわせ係	年1回以上参加			
	3	民生・児童委員会事務、連携強化 (民生児童委員17名、主任児童委員1名)	民生・児童委員による訪問や住民からの相談・支援等の実施、町への情報提供体制の整備。	福祉係	月1回以上			
	4	保健補導員会との連携強化	書類配布時に住民への声かけを呼びかける。	健康しあわせ係	随時			
	5	計画策定に基づく事業実施 (地域防災計画、総合計画)	地域防災計画には、心のケアについて明記。防災訓練は健康しあわせ係と連携して実施。 総合計画改定時には、自殺対策計画と連携する部分を追加するよう検討する。	総務係、戦略室、健康しあわせ係	適時			
② 自殺対策を支える人材の育成	6	ゲートキーパー養成研修	対象者は民生・児童委員、保健補導員、役場職員(徴収業務)等。	健康しあわせ係	年1回以上実施			
	7	認知症サポーター養成講座	認知症の方、その家族、町内児童生徒、一般住民、企業(商店・金融)等を対象に実施し、地域の応援者を増やす。	地域包括支援センター、社協	年1回以上実施			
	8	各種研修会への参加	自殺対策研修会への参加。	健康しあわせ係	随時			
提③ 自殺対策に関する情報	9	「生きる支援」のリーフレット、読みやすいパンフレットの配布	「生きる支援」に関する相談先情報を掲載したハンカチ型・御守り型リーフレットや、読みやすいパンフレットの配布。	健康しあわせ係	年1回以上実施			
	10	広報誌等を活用した啓発活動、ポスターの掲示	全戸に配布する広報誌、、メール、CATV、ホームページ、広報無線の活用。 庁内へポスター掲示。	健し係、戦略室、生涯学習係	適時			

別紙⑥

	No.	計画における項目	実施内容	担当	R6年度			
					実施計画	実施状況	実施状況に関する 担当の評価	達成度 (%)
④ 生きることの包括的支援 相談事業	11	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制	妊娠期から高校を卒業する概ね18歳までの子どもを対象に相談・支援を展開。	子育て包括支援センター	随時			
	12	2か月児相談 (生後2か月の子どもと保護者が対象)	保健師による身体計測、育児相談、子どもすくすく係によるおやこのひろば紹介、育児不安の把握等を実施。	健康しあわせ係、子どもすくすく係	対象者が出れば随時			
	13	おやこのひろば	おやこのひろばの中で参加しやすい活動を企画し、子育てに関する保護者の関わり方や悩みの相談に応じる。	子どもすくすく係	随時			
	14	すくすく相談 (子育て家庭総合支援機能)	要支援・要保護児童の総合的な支援体制の下、関係機関と連携し、必要な支援が受けられるよう相談に応じる。	子育て包括支援センター	随時			
	15	こども園保護者相談	園児の発育や子育ての悩みに応じ、必要な支援を継続して実施。	子どもすくすく係	随時			
	16	教育相談 (教育、就学、いじめ等に関する相談)	教育委員会内に常設相談電話を設置、教育相談員の学校派遣、課題解決に向けた関係各所と連携した事業を実施。	総務学校係	随時			
	17	まいさぼ木曾との連携	生活困窮者への食糧支援、就職相談、家計相談、障がいを持つ方の就労支援等、関係機関が協力して相談・対応。	福祉係、社協、保健所、まいさぼ	随時			
	18	無料弁護士相談	失業や多重債務、相続問題など法律上のいろいろな問題について、弁護士による無料相談会の開催。(予約制)	社協、健康しあわせ係	年2回以上実施			
	19	介護相談	本人、家族、医療機関等からの相談に対して、インフォーマルサービス等の紹介、各種手続きの支援、関係機関につなげる等の援助を行う。	地域包括支援センター	随時			
	20	障がい者総合支援センター「ともに」による相談支援事業	偶数月 第3火曜日に南木曾町役場で開設。就労支援、相談対応を行う。	福祉係、社協、ともに	月1回以上実施			
	21	日常生活自立支援事業の活用	生活支援相談員が高齢者・障がい者の金銭管理、福祉サービスの利用援助、成年後見制度等の相談。	福祉係、社協	随時			

別紙⑦

	No.	計画における項目	実施内容	担当	R6年度			
					実施計画	実施状況	実施状況に関する 担当の評価	達成度 (%)
④ 援 生 き 相 談 事 業 の 包 括	22	心配ごと相談(認知症・結婚・人権・行政・司法)	民生児童委員、保護司、人権擁護委員、行政相談委員による相談所を、南木曾町役場で開設。	福祉係、社協	月1回以上実施			
	23	納税相談、滞納処分、徴収職員の資質向上研修への参加	住民からの納税に関する相談、滞納者への勧告や差押等の滞納処分の実施等。	税務会計係	随時			
④ 生 活 事 業 の 包 括 的 支 援 そ の 他 事 業	24	母子手帳発行	保健師、管理栄養士の面談により、妊婦の感情面、経済面、生活環境面のリスク把握を行う。	健康しあわせ係	随時			
	25	新生児訪問 (生後1か月未満の新生児と保護者が対象)	保健師、助産師の家庭訪問によりEPSD(産後うつスクリーニング)を実施し、必要に応じて産後ケア事業につなげる。	健康しあわせ係	対象者が出れば適時			
	26	乳幼児健診 (乳児健診:4・7・10・12か月児、幼児健診:1歳6か月、2歳、3歳児と保護者が対象)	身体計測、小児科医の診察、育児・栄養相談をとおして、子育て環境や保護者の悩み、精神状態を確認し、リスクの把握を行う。	健康しあわせ係	年10回程度			
	27	こども園園児へ命の大切さの学習	園の活動の中で、昆虫や小動物の飼育・観察による触れ合いから命の大切さを継続して学ぶ。	子どもすくすく係	随時			
	28	青少年健全育成事業 (会議及び補助金交付)	町内各地区の青少年健全育成会等と連絡会議を行い、子どもたちの諸行事、対応方法、見守る体制等の把握・情報交換を行う。	子どもすくすく係	随時			
	29	思春期託児体験事業 (中学2年生が対象)	「いのちの大切さ」を学ぶために、助産師の講話、妊婦体験、赤ちゃんの抱き方などの練習後、乳幼児託児体験を実施。	中学校、総務学校係、健康しあわせ係	年1回実施			
	30	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	SOSを出せること、SOSを出している友だちを大人につなげられることを目的に、スクールカウンセラー等を講師に迎えて実施。	中学校、総務学校係、健康しあわせ係	年1回実施			
	31	高齢者への生きがいがづくり活動への支援	老人クラブ・サロンへの援助、認知症カフェの開設等、気軽に集まれる場所づくりを推進し、気分転換や情報交換、相談場所の提供を行う。	地域包括支援センター、社協	随時			
	32	中小企業資金融資	中小企業の経営基盤確立のための融資制度。	商工観光係	随時			

別紙⑧

	No.	計画における項目	実施内容	担当	R6年度			
					実施計画	実施状況	実施状況に関する担当の評価	達成度(%)
④ 生きることの包括的支援 その他事業	33	消費生活情報の提供	消費者被害にあつて、生活困窮におちいらないよう、広報無線や広報誌などで注意を呼びかける。	商工観光係	随時			
	34	観光施設整備事業 (南木曾岳、田立の滝などの登山道のほか、中山道、柿其溪谷などの遊歩道を含めた施設の維持管理)	安心安全に利用できる施設の整備を行い、心と身体の健康づくりの場として活用してもらう。	商工観光係	随時			
	35	町営住宅管理事業	住宅に困窮する低額所得者に対する公営住宅の管理・建設、あわせて料金滞納者に対する自主納付の勧奨。	環境住宅係	随時			
	36	空き家活用事業 (空き家バンク登録事務)	空き家バンク登録時の状況把握により、様々な生活上の問題に配慮し、必要に応じ関係担当へつなぐ取組。	戦略室	随時			
	37	上下水道料金徴収業務 (料金滞納者に対する料金徴収(集金)事務、給水停止執行業務)	関連する研修会への参加を検討するとともに、督促業務時に住民の生活状況も注視し、庁内の滞納整理研究委員会等で情報共有を行う。	上下水道係	随時			
	38	役場職員への各種支援	職員の心身の健康の保持、職員研修(カウンセリング)等の実施、自治体職員能力開発研修、政策研究、キャリア形成研修、リーダー養成研修、新任・昇進時研修、互助会事務、人事評価制度の活用。	総務係	随時			

第6章 資料関係

1. 前健康づくり計画の検証

母子保健（元気に育て なぎそっ子）

	No.	指標	策定時 (H28)	目標 (H36)	実績 (R4)	評価	
① 安全 な妊 娠出 産が でき る	1	不妊治療助成事業 利用者数	1	2	2	達成	
	2	妊娠11週以下での妊娠の届出率	95%	100%	100%	達成	
	3	妊娠中の喫煙率	3.6%	0%	0%	達成	
	4	妊娠中の飲酒率	0%	0%	0%	達成	
	5	母子手帳交付時に保健師、管理栄養士が 対応している割合	100%	100%	100%	達成	
② 子 ど も の 心 身 の 健 康	6	新生児聴覚検査実施率	94.1% (H26)	100%	100%	達成	
	7	低出生体重児の割合	0%	0%	6.7%	未達	
	8	新生児死亡率	0%	0%	0%	達成	
	9	乳児死亡率	0%	0%	0%	達成	
	10	乳幼児突然死症候群による死亡者数	0	0	0	達成	
	11	不慮の事故死亡数（0~4歳）	0	0	0	達成	
	12	麻しんの予防接種の接種率（第2期）	100%	100%	100%	達成	
	13	3歳でむし歯のない幼児の割合	100%	100%	91.6%	未達	
	14	むし歯のない児童・生徒の割合	小学校 中学校	93.8% 86.0%	98% 95%	94.5% 83.3%	未達
	15	児童・生徒の体力テスト測定値	低下項目 あり	全種目全 国平均を 上回る	未把握	-	

	No.	指標	策定時 (H28)	目標 (H36)	実績 (R4)	評価
③ 思 春 期	16	不登校児童・生徒数 小学校 中学校	あり あり	なし なし	未把握	-
	17	産後うつのスクリーニング(E P D S)実 施率	100%	100%	100%	達成
④ ゆ と り 子 育 て	18	こんにちは赤ちゃん事業を助産師と保健 師で対応している割合	100%	100%	100%	達成
⑤ 食 育	19	肥満傾向のある子どもの人数 小学校中度肥満 〃 高度肥満 中学校中度肥満 〃 高度肥満	1人 1人 1人 1人	0人 0人 0人 0人	7人 0人 9人 1人	未達
	20	毎日朝食を食べている児童・生徒の割合 小学校 中学校	93% 89%	100% 100%	97.0% 84.8%	未達
	21	ひとり又は子どもだけで朝食を食べる児 童・生徒の割合 小学校 中学校	21% 27%	10% 15%	23.1% 44.04%	未達
	22	小中学校の健診データを基にした、保護 者を含めた個別指導	H30年 度開始	-	4名 実施	達成
	23	身体の仕組みや栄養の学習を小中学校の 授業に組み込む	H31年 度実施	-	未実施	-
	24	保育園から中学校までの生活リズム、食 生活の実態調査の実施	H31年 度実施	-	未実施	-
	25	小中学校の南木曽産食材使用割合 (金額換算) 小学校 中学校	3.5% 6.6%	10% 10%	2.6% 3.9%	未達

成人（もっと健康にハッピーライフ）

	No.	指標	策定時 (H28)	目標 (H36)	実績 (R4)	評価
①	1	健康寿命	男性 65.8 歳 女性 67.0 歳	延伸	66.6 歳 67.1 歳	達成
	2	地区懇談会の実施	38 か所	継続実施	未実施	未達

	No.	指標	策定時 (H28)	目標 (H36)	実績 (R4)	評価
① 健康 づくり ・ 生き がい	3	運動習慣のない人の割合（県との標準化 比） 40～74歳 男性 40～74歳 女性	99.6 113.9	100 以下 (県以下)	99.7 100.3	未達
	4	なぎそ・おたすけ隊の協力会員数	64名	120名	100名	未達
	5	認知症カフェ開催地区数	1	3	3	達成
	6	自主運動教室開催地区数	6	7	7	達成
	7	サロン開催地区数	30	40	22	未達
	8	国保特定健診の受診率（40～74歳男女）	61.5%	65%	68.4%	達成
	9	さわやか健診受診率（20～39歳男女）	25.1%	30%	31.5%	達成
② 特定 健診 ・ がん 検診 ・ 重症 化予 防	10	いきいき健診受診率（後期高齢者男女）	11.6%	15%	16.9%	達成
	11	国保特定保健指導終了率(40～74歳男女)	72.1%	75%	85.2%	達成
	12	がん検診受診率 胃がん 大腸がん 肺がん 子宮がん 乳がん	9.8% 20.8% 5.2% 15.7% 20.7%	20% 30% 10% 20% 30%	9.3% 24.1% 7.0% 18.5% 23.1%	未達
	13	調剤費の削減 国民健康保険 後期高齢者医療保険	2位 104,581円 1位 224,274円	県下 5位以下	12位 83,079円 6位 171,263円	達成
	14	ジェネリック薬品の利用率（後発医薬品 使用割合）	69.3%	85%	88.9%	達成
	15	糖尿病性腎症による国保新規透析導入患 者数	0人	0人	1人	未達

	No.	指標	策定時 (H28)	目標 (H36)	実績 (R4)	評価
③ 食育・栄養	16	肥満者（BMI25以上）の割合 40～74歳男性 40～74歳女性	39.5% 20.3%	31.5% 18.3%	40.4% 21.9%	未達
	17	高齢者の低体重の方の割合(BMI20以下) 70歳以上男性 70歳以上女性	11.2% 23.3%	9.9% 18.6%	未把握	-
	18	メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合 40～74歳男性該当者 〃 予備群 40～74歳女性該当者 〃 予備群	34.3% 16.9% 12.8% 7.6%	27.1% 13.5% 11.6% 6.8%	38.7% 21.1% 13.3% 4.6%	未達
	19	糖尿病が強く疑われる人の割合 40～74歳男性治療者 〃 未治療者 40～74歳女性治療者 〃 未治療者	22.2% 3.6% 11.7% 1.9%	17.8% 3.2% 9.4% 1.7%	未把握	-
	20	尿中塩分濃度測定による塩分量 全体 男性 女性	9.3g 8.6g 9.3g	- 8g未満 7g未満	未把握	-
	21	残さず食べよう！30・10運動 食べ残しを減らそう県民運動 ～ e-プロジェクト協力店 ～	1店	2店	1店	未達
	22 23	健康づくり運動に協力的な飲食店の数 サキベジメニューの提供 減塩ポップの設置	未実施	2店 2店	未実施	-
④ こころ	24	全死亡者に占める自殺の割合	3.8%	0%	未把握	-
	25	ゲートキーパーの養成	15名	35名	28名	未達
⑤ 口腔・歯科	26	歯周疾患検診 受診率 40～60歳 (5歳間隔・対象226名) 満75歳(対象60名)	8.0% 8.3%	15% 15%	7.7% 12.1%	未達
	27	3歳児 親子歯科検診の受診率 子 母 父 全体	未実施	100% 50% 50% 67%	全体で 4人	未達

第 5 次 南木曾町健康づくり計画

**計画期間:令和 6 年度～11 年度(6 年間)
南木曾町役場 住民課 健康しあわせ係**